

事業概要

令和7年版

◆ 東京都第一建設事務所

ま　え　　が　　き

第一建設事務所は、日本の政治・経済の中心である千代田区・中央区・港区の都心3区を所管しています。

管内は、皇居を始めとして、国会や政府の諸機関が集中する中央官庁街、日本の代表的な企業の本社が軒を並べる丸の内・大手町のオフィスビル街、大規模な再開発が展開されている品川駅周辺地区、銀座・日本橋・秋葉原・六本木などに代表される地域の伝統と特色を持った商業地域や繁華街、御茶ノ水・神田周辺の文教地域などで構成されています。

これまで当所が取り組んできた道路・河川事業は、都心の生活環境や経済性、利便性を向上させるとともに、地震や水害等の災害に対する安全性を向上させ、管内の特徴である国家中枢の政治・経済活動を支えてきました。

都政運営の新たな羅針盤である「2050東京戦略」に基づき「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向け総合的な施策を展開するとともに、より一層の都民の安全・安心の確保を目指し、「TOKYO強靭化プロジェクト」に基づく都市基盤の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理に取り組みます。

あわせて、「シン・トセイX」に基づき、組織や分野を超えたDXにより課題解決のスピードアップや業務の効率化を図り、都政のQOSの向上を目指していきます。

令和7年度は、これらの基本方針を踏まえ、下記の項目を重点目標に設定し、着実に取り組んでまいります。

- 1 新たに策定された「2050東京戦略」及び「TOKYO強靭化プロジェクト」に基づき、日本の中枢を支える当所管内の強靭で持続可能な都市づくりを着実に推進するとともに、東京グリーンビズの下、みどりと生きるまちづくりを進める。
- 2 都民ニーズを的確に受け止め、事業の意義や必要性等について一層の説明責任を果たしながら、環状第4号線など道路ネットワークの整備、勝鬨橋などの橋梁及びトンネルの長寿命化、外堀通りなどの東京ストリートヒューマン1st事業や自転車通行空間の整備、古川の護岸整備など、事業の進行管理を的確に行うことで、首都東京の顔となる道路・河川の着実な整備と適切な維持管理を推進する。
- 3 昨年4月より時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に適用されたことを踏まえ、引き続き建設DXの推進や働き方改革などにより、品質を確保しつつ建設業の生産性や魅力の向上に取り組むとともに、担い手の確保に繋げる取組を推進する。
- 4 「現場第一主義」に立ち、技術の伝承とプロとして切磋琢磨し、個々の行政能力や専門性を磨き、積極的かつ前向きに職務に取り組む職員を育成する。
- 5 既存の概念や前例を超える、仕事の進め方の見直し、職員の意識改革、DXの推進など迅速かつ弹力的に取り組み、整備効果の早期発現につながる事業執行力の一層の向上を図るとともに、職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの実現を通して、組織の活性化を図る。



[街路整備] 補助第97・98号線 東京駅丸の内駅前広場



[橋梁整備] 高浜橋 四車線切替



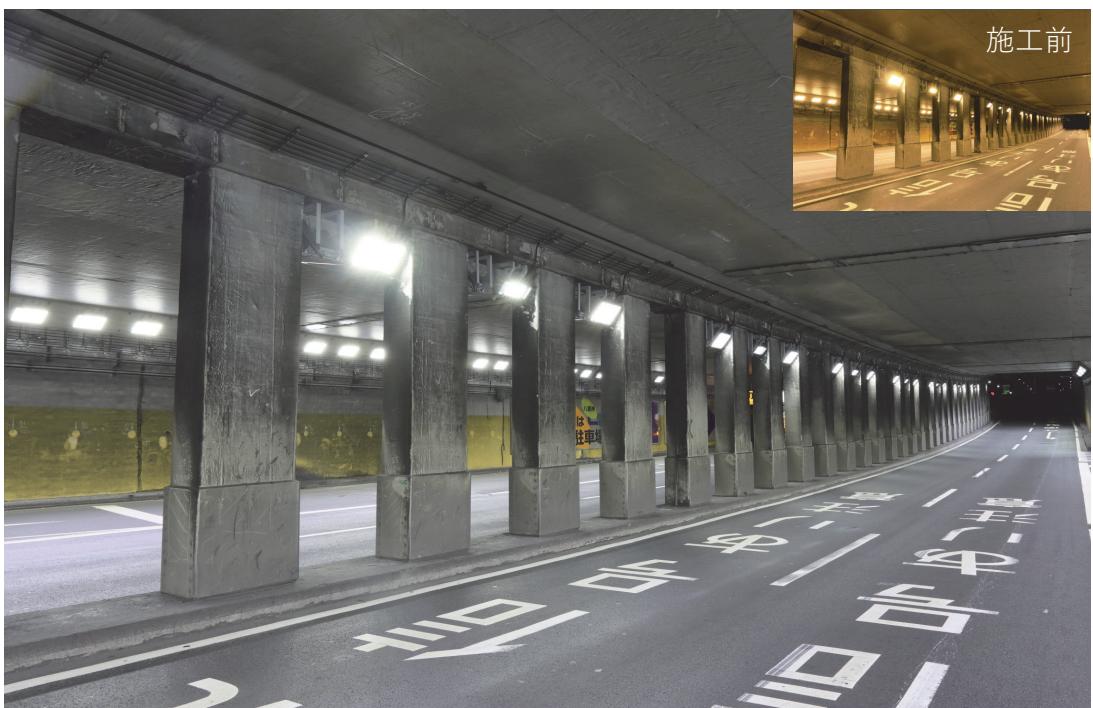
〔街路整備〕環状第2号線本線・勝どき方面を望む



〔街路整備〕環状第4号線 鉄道区域施工状況(鉄道会社協定委託工事)上部工施工中



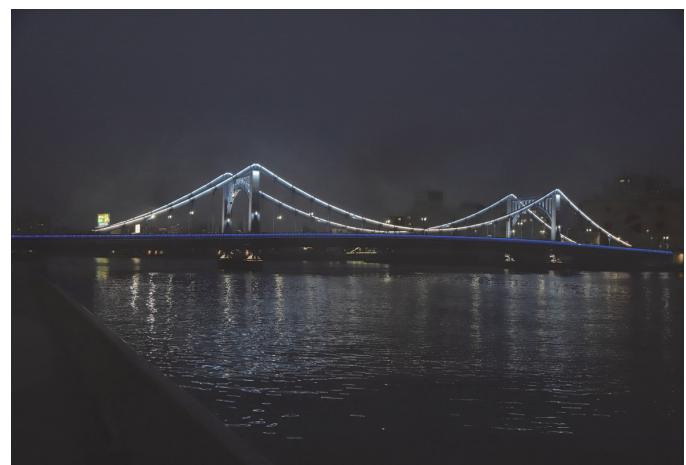
[シンボルロード整備] 内堀通り 九段南二丁目地内



[照明設備改修工事(LED化)] 宝町地下自動車道



[長寿命化工事（塗装）] [景観照明工事] 永代橋



[長寿命化工事（塗装）] [景観照明工事] 清洲橋



〔自転車通行空間整備〕 晴海通り(中央区晴海一丁目付近)



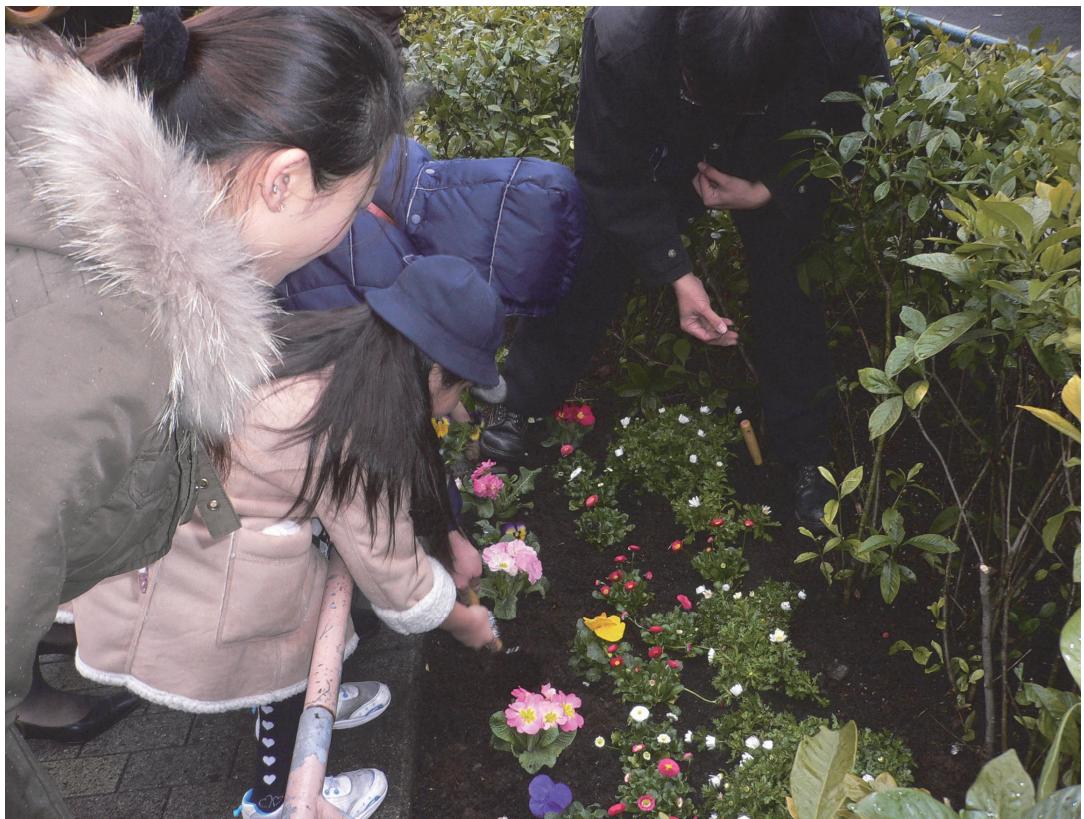
〔遮熱性舗装整備〕 新大橋通り(中央区築地三丁目付近)



[路線ごとの整備一剪定] 絵画館前イチョウ並木（港区北青山一丁目付近）



隅田川テラスギャラリー 中央区日本橋浜町二丁目 隅田川テラス



東京ふれあいロード・プログラム 港区六本木



地域住民との協働による花壇管理「花守」活動 中央区東日本橋 隅田川テラス



〔河川施設〕 古川地下調節池 取水施設と地下トンネル



〔河川整備〕 古川護岸整備 新古川橋下流付近



[河川しゅんせつ] 隅田川 尾久橋下流付近



[河川水面清掃] 隅田川 蔵前橋付近

『かちどき 橋の資料館』

～昭和初期の最先端技術がそそがれた勝闘橋をわかりやすく紹介～

勝闘橋は、明治38年の日露戦争の勝利を記念して築地と月島の間の渡しにつけられた「かちどきの渡し」に由来しています。

東京湾修築計画に基づいて架けられたこの橋は、晴海地区で国家的イベントとして昭和15年に計画された「東京万博」へのメインゲートとしても利用するために当時の最先端技術の粋を集めて建造されました。

万博自体は戦争の激化により中止となりましたが、勝闘橋は昭和15年6月14日に完成しました。橋の工事は、7年半の歳月と当時の金額で約420万円もの工事費がかかりました。

中央が開閉する勝闘橋は、完成当時は跳開橋として東洋一の規模を誇っていましたが、隅田川を航行する船の減少、自動車交通量の増加などによって、昭和45年11月29日の開閉を最後に、開かずの橋となっています。なお、平成19年6月、永代橋、清洲橋とともに国の重要文化財に指定されました。

「かちどき 橋の資料館」は、勝闘橋建設当時のままの設備、貴重な資料や関連情報などを展示・公開し、多くの方々に分かりやすく見てもらうために工夫しております。

また、橋を開くための巨大な機械等についても予約制で公開しております。

●場所 中央区築地六丁目(築地市場勝どき門横)

●開館時間 9時30分～16時30分

(12月1日～2月28日は9時～16時)

●開館日 毎週火、木、金、土曜日 入場無料

(12月29日～1月3日を除く)

●電話 03-3543-5672

〔橋脚内見学ツアー〕

・毎週木曜日(祝日、年末年始等を除く)予約制

参加費無料

・申込み方法 往復はがきに希望日等を記入

・宛先 新宿区西新宿2-7-1

(公財)東京都道路整備保全公社

「かちどき 橋の資料館」予約係

・問合せ 公益事業課 電話 5381-3380

(このほか、学生・技術者向けのツアーも

別途開催しております)



※勝どき橋は、令和7年9月より見学コース部分を含めた範囲で塗装工事を実施します。
そのため工事期間中は橋脚内見学ツアーを一時休止させていただきます。
ツアー再開につきましては、あらためて(公財)東京都道路整備保全公社のHPでお知らせいたします。



- ①説明用映像コーナー
- ②建設当時の展示コーナー
- ③勝闘橋模型コーナー
- ④発電設備
- ⑤勝闘橋の図面
- ⑥視聴覚コーナー
- ⑦電気設備

令和7年版 事業概要目次

I 事務所の概要	
1 所管区域と主な業務	1 頁
2 沿革	2
3 組織及び分掌	3
4 職員配置	5
5 事業費（歳出予算額）	6
II 道路事業	
1 道路の現況	8
2 道路事業の手順	10
3 道路・橋りょう等の整備	11
(1) 道路整備事業	11
ア 放射第21号線（虎ノ門）	11
イ 環状第1号線（内堀通り）	12
ウ 環状第4号線	14
エ 補助第4号線（外苑東通り）	16
オ 補助第11号線（白金）	18
カ 高浜橋	20
キ 環状第2号線（汐留～虎ノ門、晴海～汐留）	21
(2) 道路・橋りょう修景事業	27
ア シンボルロード整備事業	27
イ 東京ストリートヒューマン1st事業	28
ウ 道路緑化整備事業	29
エ 勝どき橋の資料館及び橋のライトアップ	30
(3) 交通安全施設整備事業	31
(4) 電線類地中化事業	31
(5) 橋りょうの長寿命化事業（予防保全型管理に向けて）	32
4 道路・橋りょう等の維持補修	33
(1) 道路維持事業	33
(2) 道路補修事業	34
(3) 施設維持事業	36
(4) 橋りょう維持補修事業	37
(5) 街路樹維持事業	38

5 道路の管理	39
(1) 道路区域の決定・変更及び供用開始	39
(2) 道路台帳	40
(3) 道路占用	41
(4) 共同溝の管理	44
(5) 道路監察	45
(6) 道路工事の調整及び掘削抑制の指導	47
(7) 事業用地の管理	50
(8) 東京ふれあいロード・プログラム	50
III 河川事業	
1 河川の現況	51
(1) 管内河川の概況	51
(2) 管内河川の整備状況	52
2 河川の事業について	53
(1) 古川護岸整備（中小河川整備費）	53
(2) 古川地下調節池（中小河川整備費）	55
(3) 日本橋川・神田川景観形成事業（高潮防護施設費）	56
(4) 東部低地帯の河川施設整備計画事業（高潮防護施設費）	57
(5) テラス整備事業（高潮防護施設費）	58
(6) 防災船着場付帯施設整備事業（高潮防護施設費）	58
3 河川の維持	59
(1) 維持事業	59
(2) 河川しゅんせつ事業	59
(3) 河川水面清掃事業	60
4 河川の管理	60
5 水防業務	63
6 減災協議会	63
付 表	65

I 事務所の概要

1 所管区域と主な業務

平成17年4月から千代田、中央、港の3区が所管区域となり、この区域の道路、河川、橋りょう等の整備、維持管理を担当している。

当所が所管している道路は、39路線、総延長96.7kmである。管内の道路状況は、国道・都道・区道等を含めた道路率は24.5%であり、区部平均の16.7%と比較して際立っており、都心から環状、放射方向につながる主要幹線道路の交通需要はきわめて高く、活発な利用状況を呈している。

道路整備に当たっては、道路交通と沿道環境の調和、福祉のまちづくりに留意して進めており、また、既設、新設の道路に街路樹や歩道緑地帯の整備を推し進めるほか、総合的渋滞対策、防災等のための施設等の整備を行っている。

河川については、8河川、管理延長22.2kmであるが、河川しゅんせつの対象は、所管区域にとどまらず区部の28河川、約130kmとなっている。また、平成17年4月から当所の所管事業となった河川水面清掃の対象は、区部の29河川、約109kmである。

河川事業は、災害から都民の生命や財産を守るとともに、河川堤防等の耐震対策やうるおいのある水辺の形成、自然環境の保全・回復を図り、安全で快適な都市環境の改善を進めている。

なお、隅田川を除く7河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区が管理しているが、船舶の不法な係留や、スーパー堤防・緩傾斜型堤防等の一部の箇所に路上生活者が集まるなど、一般都民の快適な利用が妨げられる状況も生じており、関係機関と協力して良好な河川環境の確保に努めている。

所 管 区 域

区 分	千 代 田 区	中 央 区	港 区	合 計
人 口 (人)	68,530	186,353	268,706	523,589
面 積 (km ²)	11.7	10.2	20.4	42.2
道 路	延長(km)	25.1	21.8	49.8
管 理	面積(千m ²)	838.5	841.4	1629.4
				3309.3

(注) 人口は令和6年12月1日現在（東京都総務局統計資料）

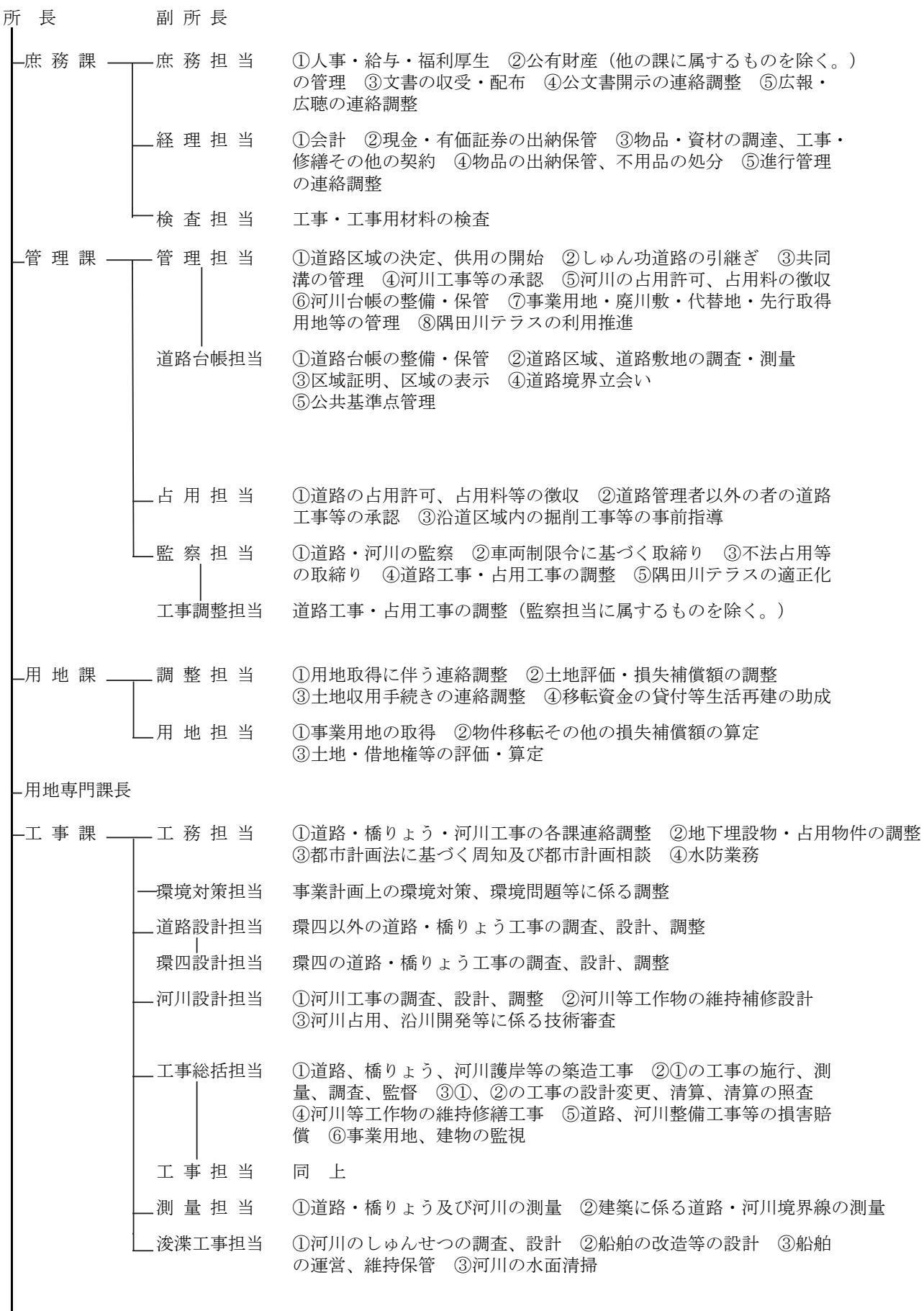
面積は令和6年10月1日現在（東京都総務局統計資料）

道路管理延長及び面積は令和6年4月1日現在（東京都道路現況調書）

2 沿革

昭和 20 年 4 月	東京都第一土木出張所として、上野恩賜公園内に開設 庶務課・工事課を置き、千代田・中央・港・台東・文京の 5 区の道路・橋 りょう・河川・運河の整備を所掌
昭和 20 年 10 月	整地工事課を設置し、戦災跡地の整理を所掌
昭和 21 年 5 月	東京都第一建設事務所と改称 区画整理課を設置し、区画整理事業を所掌
昭和 23 年 2 月	移転工事課を設置
昭和 23 年 9 月	浚渫工事課を設置し、区部の河川しゅんせつ工事を所掌
昭和 23 年 11 月	土地区画整理事業を新設の復興区画整理事務所に移管し、区画整理課・移転 工事課を廃止
昭和 27 年 11 月	戦災跡地整理・防空土木施設整理を収束し、整地工事課を廃止
昭和 31 年 4 月	事務所を千代田区大手町一丁目に移転
昭和 32 年 4 月	用地課を設置
昭和 40 年 4 月	区に委任していた都道の維持管理が都の直轄となる。
昭和 40 年 7 月	浚渫工事課を廃止し、管理課を設置
昭和 41 年 3 月	事務所を千代田区九段南二丁目に移転
昭和 44 年 4 月	補修課を新設
昭和 47 年 10 月	事務所を中央区明石町に移転
昭和 56 年 4 月	工事課を廃止し、工事第一課と工事第二課を設置
平成 元年 4 月	港区を第二建設事務所へ移管
平成 9 年 4 月	工事第一課と工事第二課を廃止し、工事課を設置
平成 17 年 4 月	台東区、文京区を第六建設事務所へ移管 港区が第二建設事務所から移管。千代田区、中央区、港区が所管となる。
平成 22 年 4 月	環二工事課を新設
令和 5 年 4 月	環二工事課を廃止

3 組織及び分掌



補修課	調査担当	①道路・橋りょう等の現況調査 ②道路占用・道路掘削の技術指導 ③道路・橋りょう等の損傷に対する原状回復
	シンボルロード整備担当	シンボルロード整備事業の調査、調整、工事 東京ストリートヒューマン1st事業の調査、調整、工事
	道路維持担当	①道路・道路附属物の維持工事 ②道路の応急補修、災害復旧工事
	施設維持担当	地下道の電気・機械設備、共同溝の維持
	橋りょう維持担当	①橋りょう・橋りょう附属物の維持・補修工事 ②橋りょうの応急補修、災害復旧工事 ③橋りょうの点検、荷重制限 ④占用の技術指導
	補修担当	①道路・道路附属物の補修工事 ②自転車通行空間整備工事
	街路樹担当	①街路樹・緑地帯等の調査・設計、維持・補修工事 ②街路樹等の応急補修・災害復旧工事 ③街路樹等の病害虫防除
	千代田工区	①所管区域内の測量、調査、工事の施行、監督 ②工事の設計変更、精算 ③道路・河川等の占用・使用許可申請書の受理 ④道路・河川等の巡回 ⑤工区内の事業用地・建物の監視
	中央工区	同 上
	港工区	同 上

橋りょう構造専門課長

4 職員配置

令和7年5月12日現在(単位:人)

区分 所 属		管 理 職		技術						技能労務	合 計	会計年度任用	総 計	
		事務	技術	事務	土木	建築	機械	電気	造園					
庶務課	庶務担当	1	1	5							7		7	
	経理担当			4							4	1	5	
	検査担当				1						1		1	
	小計	1	1	9	1	0	0	0	0		12	1	13	
管理課	管理担当	1		4							5		5	
	道路台帳担当				3						3	5	8	
	占用担当			5							5	2	7	
	監察担当			3						1	4	3	7	
	工事調整担当			1							1		1	
	小計	1	0	13	3	0	0	0	0	1	18	10	28	
用地課	調整担当	2		2		1					5		5	
	用地担当			8							8		8	
	小計	2	0	10	0	1	0	0	0		13	0	13	
工事課	工務担当		1		2						3	1	4	
	環境対策担当				1						1		1	
	道路設計担当				4						4		4	
	環四設計担当				4						4		4	
	河川設計担当				4						4		4	
	工事総括担当				2						2	2	4	
	工事担当				6						6		6	
	測量担当				3						3		3	
	浚渫工事担当				4					1	5	1	6	
	小計	0	1	0	30	0	0	0	0	1	32	4	36	
補修課	調査担当		1		5						6	1	7	
	シンボルロード整備担当				3						3		3	
	道路維持担当				4			1		2	7		7	
	施設維持担当						1	2			3		3	
	橋りょう維持担当				5						5		5	
	補修担当				4						4		4	
	街路樹担当				1				2		3		3	
	小計	0	1	0	22	0	1	3	2	2	31	1	32	
工区	千代田工区				3						3	1	4	
	中央工区				3						3	1	4	
	港工区				5						5	1	6	
	小計	0	0	0	11	0	0	0	0	0	11	3	14	
合 計			4	3	32	67	1	1	3	2	4	117	19	136

5 事業費(歳出予算額)

科 目	令和7年度歳出予算額(設計指示額)			
	用地・補償	工 事	その 他	計
道 路 事 業	12,404,000	8,216,669	9,776,563	30,397,232
道 路 事 業	道 路 管 理 費	0	0	18,000
	道 路 維 持 費	0	414,571	2,225,107
	橋 梁 維 持 費	0	317,384	110,000
	道 路 補 修 費	0	2,851,889	588,304
	交 通 安 全 施 設 費	0	799,500	608,500
	街 路 整 備 費	9,769,000	2,280,000	5,002,500
	橋 梁 整 備 費	0	1,488,967	1,171,040
	道 路 建 設 部 所 管	0	106,500	506,500
	道 路 管 理 部 所 管	0	1,382,467	664,540
	用 地 会 計	2,635,000	0	0
執 行 委 任		0	64,358	53,112
就 業 促 進 費 (産 業 労 働 局)	就 業 促 進 費 (産 業 労 働 局)	0	0	53,112
	觀 光 產 業 振 興 費 (産 業 労 働 局)	0	64,358	0
	都 民 安 全 推 進 費 (生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局)	0	0	0
河 川 事 業	3,000	3,098,270	1,151,186	4,252,456
河 川 事 業	河 川 維 持 費	0	23,000	751,000
	水 防 費	0	0	686
	河 川 防 災 費	0	200,000	23,000
	河 川 環 境 整 備 費	0	635,000	33,000
	河 川 し ゅ ん せ つ	0	635,000	33,000
	そ の 他 事 業	0	0	0
	中 小 河 川 整 備 費	2,000	1,057,470	148,000
	高 潮 防 御 施 設 費	1,000	1,182,800	195,500
合 計	12,407,000	11,314,939	10,927,749	34,649,688

(単位:千円)

令和6年度歳出予算額(設計指示額)				前 年 度 対 比	
用地・補償	工 事	そ の 他	計	増(△)減	伸び率(%)
11,754,000	9,462,989	11,996,087	33,213,076	△ 2,815,844	△ 8.5
0	0	24,000	24,000	△ 6,000	△ 25.0
0	393,452	1,939,752	2,333,204	306,474	13.1
0	302,750	76,807	379,557	47,827	12.6
0	3,018,342	319,150	3,337,492	102,701	3.1
0	1,317,361	171,780	1,489,141	△ 81,141	△ 5.4
10,523,000	2,117,000	8,587,880	21,227,880	△ 4,176,380	△ 19.7
0	2,219,084	801,088	3,020,172	△ 360,165	△ 11.9
0	567,000	176,000	743,000	△ 130,000	△ 17.5
0	1,652,084	625,088	2,277,172	△ 230,165	△ 10.1
1,231,000	0	0	1,231,000	1,404,000	114.1
0	95,000	75,630	170,630	△ 53,160	△ 31.2
0	0	51,480	51,480	1,632	3.2
0	95,000	24,150	119,150	△ 54,792	△ 46.0
0	0	0	0	0	0.0
2,000	2,781,200	1,100,091	3,883,291	369,165	9.5
0	23,000	706,000	729,000	45,000	6.2
0	0	791	791	△ 105	△ 13.3
0	140,000	22,000	162,000	61,000	37.7
0	645,000	90,000	735,000	△ 67,000	△ 9.1
0	645,000	90,000	735,000	△ 67,000	△ 9.1
0	0	0	0	0	0.0
2,000	892,000	138,000	1,032,000	175,470	17.0
0	1,081,200	143,300	1,224,500	154,800	12.6
11,756,000	12,244,189	13,096,178	37,096,367	△ 2,446,679	△ 6.6

注)「用地・補償」には工事補償費を含む。「その他」は測量試験費、工事委託・負担金等。工事雑費、事務費は含まない。

II 道路事業

1 道路の現況

当所管内の道路の歴史は古く、道路元標のある日本橋を中心とした旧街道をその原型とし、その後近代都市づくりを目指した明治22年の市区改正による「改正道路」や、大正12年関東大震災の復興区画整理事業、第二次大戦後の戦災復興区画整理事業により整備された道路などが積み重ねられて現在の道路網が形成されている。

道路は人と物の移動に不可欠な施設であり、多様な交通需要に対応するほか、都市の骨格を形成するとともに都市生活に必要なライフラインの収容空間でもあり、大震災・火災等に際しては延焼防止や避難救急活動にも不可欠なものである。

管内の都市計画道路の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	計画延長 (km)	完成延長 (km)	概成延長 (km)	完成率 (%)
区名				
千代田区	54.19	46.40	4.99	85.62
中央区	43.30	39.44	1.51	91.08
港区	91.88	66.14	16.69	71.98
管内計	189.37	151.98	23.19	80.25
区部計	1766.53	1186.07	274.76	67.14

管内の国道・区道・自動車専用道を含む公道延長は、676,894m、面積 10,360,513 m² (令和6年4月1日現在) であり、このうち当所が管理する道路は39路線 (都道38路線、国道1路線) で、道路延長は、96,702m、面積が 3,309,363 m² (令和6年4月1日現在) で、管内道路延長の14.3%、道路面積の 31.9%を占め、幹線道路網として重要な役割を果たしている。 (付表3 管内道路の区別・管理者別概要 P72 及び 付表4 管内都道一覧表 P73, 74 参照)

管内管理道路の実延長及び面積

(令和6年4月1日現在)

	国道 指定区間外		主要地方道		特例都道		計	
	延長 (m)	面積 (m ²)						
千代田区	0	0	9,690	334,821	15,394	503,658	25,084	838,479
中央区	0	0	13,037	528,061	8,785	313,382	21,822	841,443
港区	480	14,309	19,066	594,995	30,250	1,020,137	49,796	1,629,441
管内計	480	14,309	41,793	1,457,877	54,429	1,837,177	96,702	3,309,363

近年の業務機能の加速度的な集中に伴う自動車交通の増大は、管内道路の慢性的な交通渋滞をもたらしている。

また、阪神淡路大震災はもとより、東日本大震災においても道路が果たす防災機能の重要性が再認識されたところでもあり、なお一層の道路整備を促進する必要に迫られている。

東京都と特別区及び26市2町では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

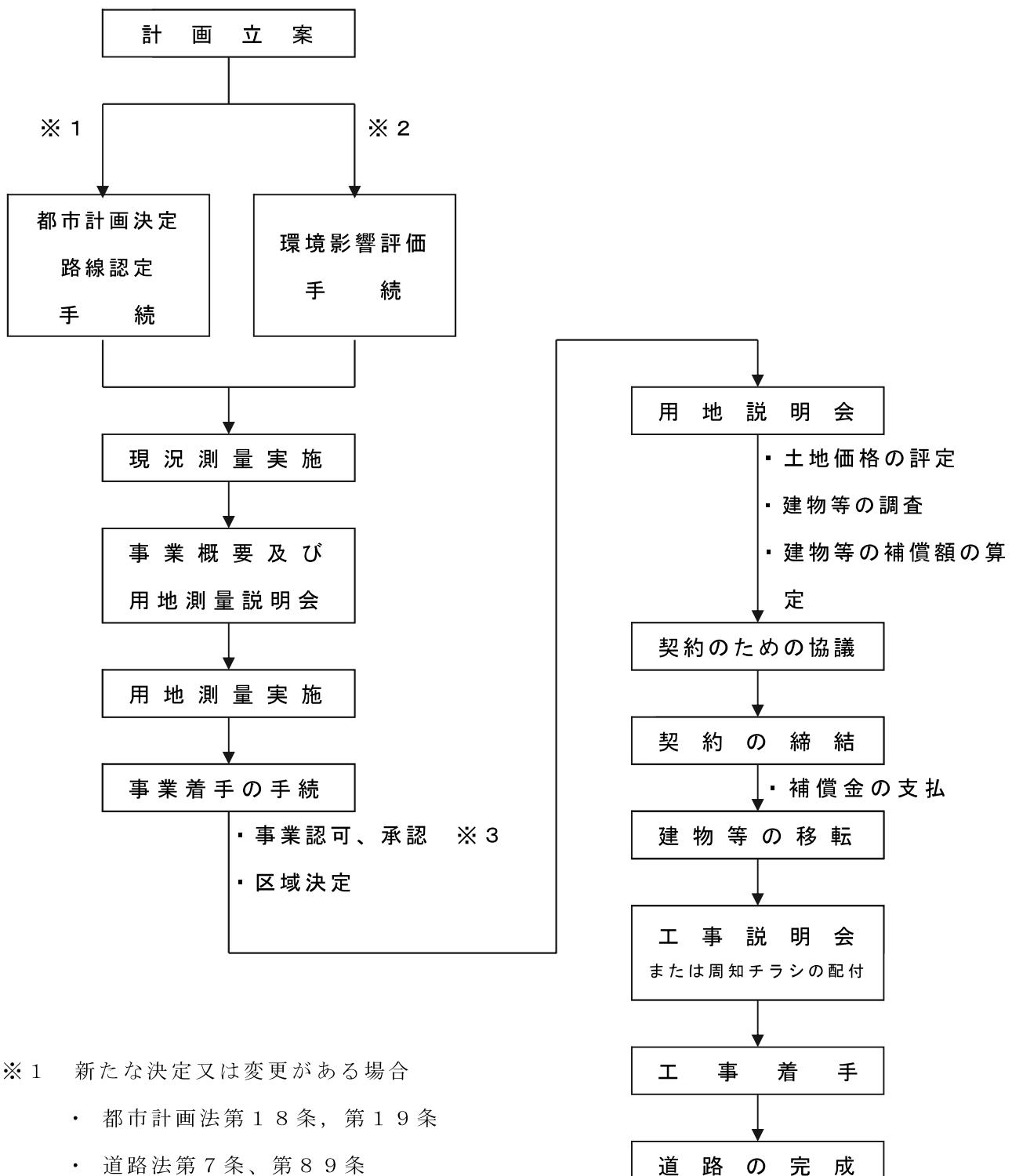
区部においては、昭和56年に第一次事業化計画、平成3年に第二次事業化計画、平成16年に第三次事業化計画を策定してきており、平成28年3月より効率的な道路整備とするため、区部と多摩地域を統合した東京全体の事業化計画である「第四次事業化計画」（平成28年度から令和7年度まで）を策定した。

当所管内においては、「放射第9号線（神保町）」「放射第21号線（虎ノ門）」「環状第3号線（勝どき～芝公園）」「環状第4号線（白金台・高輪）」「補助第4号線（六本木・麻布）」「補助第11号線（白金II期）」の6路線6区間が選定されている。

一方、新たな都市計画道路の整備には長い期間と膨大な費用を要することから、新たな道路整備と並行して既に整備されている道路や道路構造物についても、きめ細かな維持管理を行うとともに、高齢社会等に適応する道路の改良や地域の個性を生かした道路のリニューアル化を図り、時代とともに変化する都民ニーズにあわせた道路づくりを目指していく必要がある。

2 道路事業の手順

道路事業の計画から完成に至る手順は、おおむね次のとおりである。



3 道路・橋りょう等の整備

道路は、単に歩行者や自動車の通行の用に供するだけでなく、高度情報化社会に対応する情報インフラや、電気、ガス、上下水道等の各種供給処理施設の収容空間として、さらに防災空間としての役割をも有する都民生活を支える最も基礎的な社会基盤である。

当所が管轄している千代田・中央・港の都心3区は、政治・経済・文化の中心地区として活発な都市活動が行われており、慢性的な交通渋滞の緩和とともに、都心にふさわしい風格ある質の高い都市基盤の整備が強く望まれている。

そのため ①道路・橋りょうの新設、架け替え ②道路・橋りょうの長寿命化、耐震対策 ③交通安全施設の整備 ④電線類地中化 等の事業を行っている。

(1) 道路整備事業

地価の高い管内の都市計画道路整備には事業費の確保が大きな課題であり、用地の取得に当たっても、地価の上昇、境界確定や相続に伴う諸問題、高齢者世帯の増加や移転先の確保が困難なことなどもあり、関係権利者との調整には長い時間が必要となっている。

このため、事業効果のPR、将来整備イメージを提示するとともに、適正かつ公正な補償とあわせ、代替地提供制度・移転資金貸付制度等の生活再建助成策を活用し、関係権利者の理解と協力を得ながら事業の早期解決に努めているところである。

また、工事の施工に当たっては、騒音・振動などの抑制と交通の確保等に細心の注意を払い、沿道環境及び都民の日常生活への影響を極力抑えるよう努めている。

現在、管内では7路線延長7,095mの区間で事業を行っている。

ア 放射第21号線（虎ノ門）

a 事業区間の概況

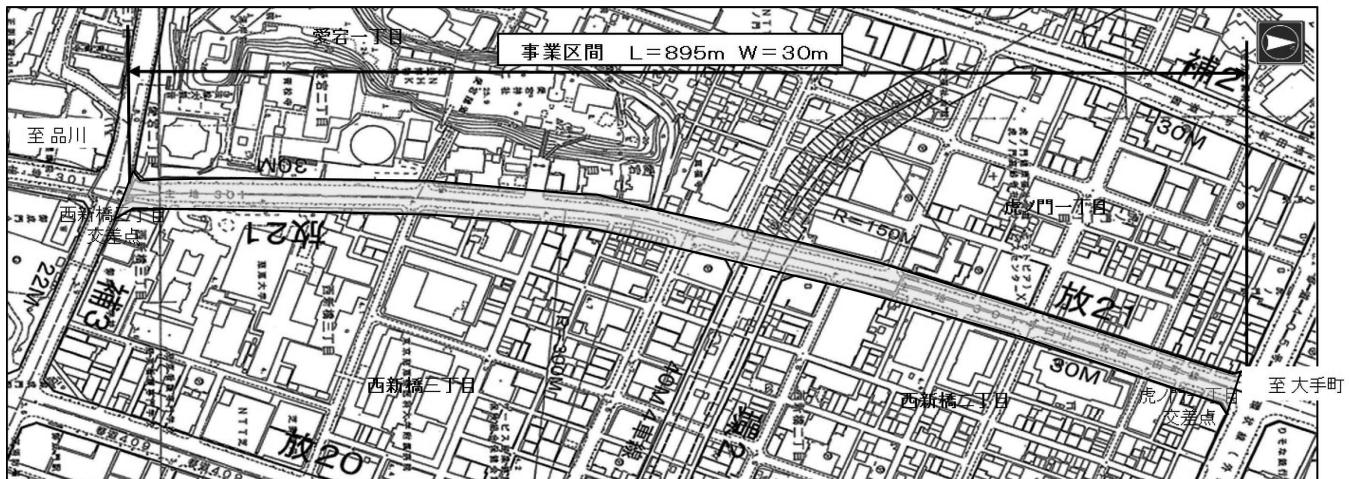
放射第21号線は、日比谷公園（祝田橋）から第一京浜までの約3.7kmの幹線街路である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における優先整備路線である、港区虎ノ門一丁目地内、虎ノ門一丁目交差点から、同区西新橋三丁目地内、西新橋三丁目交差点までの延長895mの区間について、現況幅員約22m～26mの道路を30mに拡幅する。

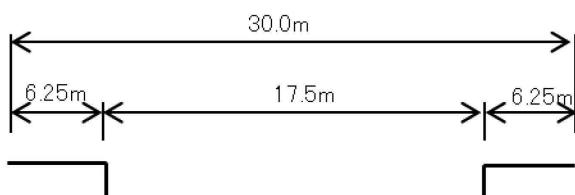
b 事業の進捗状況

平成29年11月に「事業概要及び用地測量説明会」を開催し、平成31年3月に事業認可を取得した。令和元年6月に用地説明会を開催し、用地取得に着手している。令和6年度末現在の取得率は、約41%である。

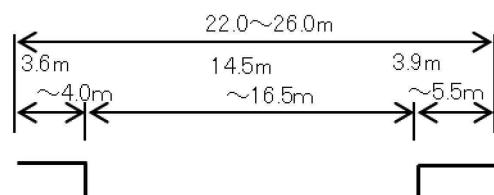
工事について、令和7年度は、企業者の埋設管移設工事を予定している。



計画



現況



イ 環状第1号線（内堀通り）

a 事業区間の概況

環状第1号線は、千代田区日比谷公園（日比谷交差点）を起終点とし、皇居外苑を周回する総延長約6.5kmの幹線街路（環状街路）である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）における優先整備路線である、千代田区九段南一丁目地内、九段下交差点から補助第166号線（雉子橋通り）との交差部までの延長約580mの区間について、現況幅員約20mの道路を30mに拡幅する。

b 事業の進捗状況

平成24年7月に「事業概要及び用地測量説明会」を開催し、同年12月に事業認可を取得して、平成25年度から用地取得に着手した。

令和6年度末現在の取得率は、約93%である。

工事について、令和7年度は、補償代行工事及び企業者の埋設管移設工事を予定している。



ウ 環状第4号線

a 事業区間の概況

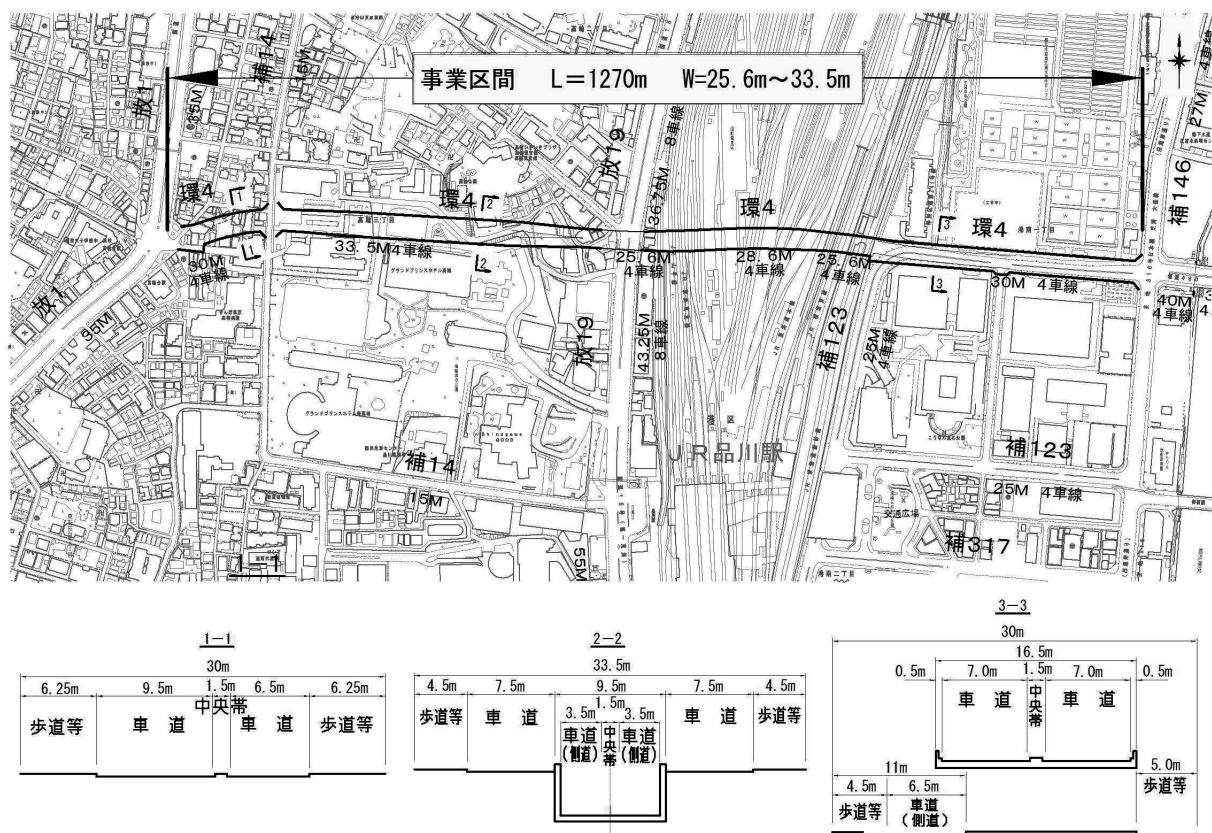
環状第4号線は、港区港南三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長約29.9kmの都市計画道路である。

今回整備区間に隣接する品川駅周辺地区は、本格的に国際化が進む羽田空港と近隣し、リニア中央新幹線の開業を見据え、更なる拠点性の強化が期待されている。このため、東京都は、平成26年に「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」を策定、拠点性を高める道路ネットワークの1つとして、環状第4号線の整備・延伸することになった。

b 高輪・港南区間

高輪・港南区間（旧海岸通り～国道1号（桜田通り））は、延長1270m、幅員25.6mから33.5mの道路を新設及び拡幅整備するものであり、平面構造に加え、鉄道及び国道15号（第一京浜）との交差点は橋梁構造とし、国道15号（第一京浜）へのアクセスのため、道路の中央部分に接続路（側道）を整備する。令和元年7月に国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、用地取得に着手している。令和6年度末現在の取得率は、約66%である。

また、令和元年度に港南区間（鉄道部）を工事着手し、令和7年度は橋梁下部工事及び駅舎製作工事等を進める。

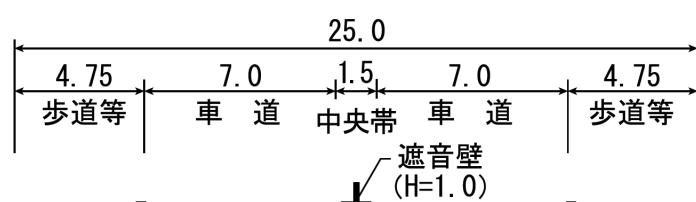
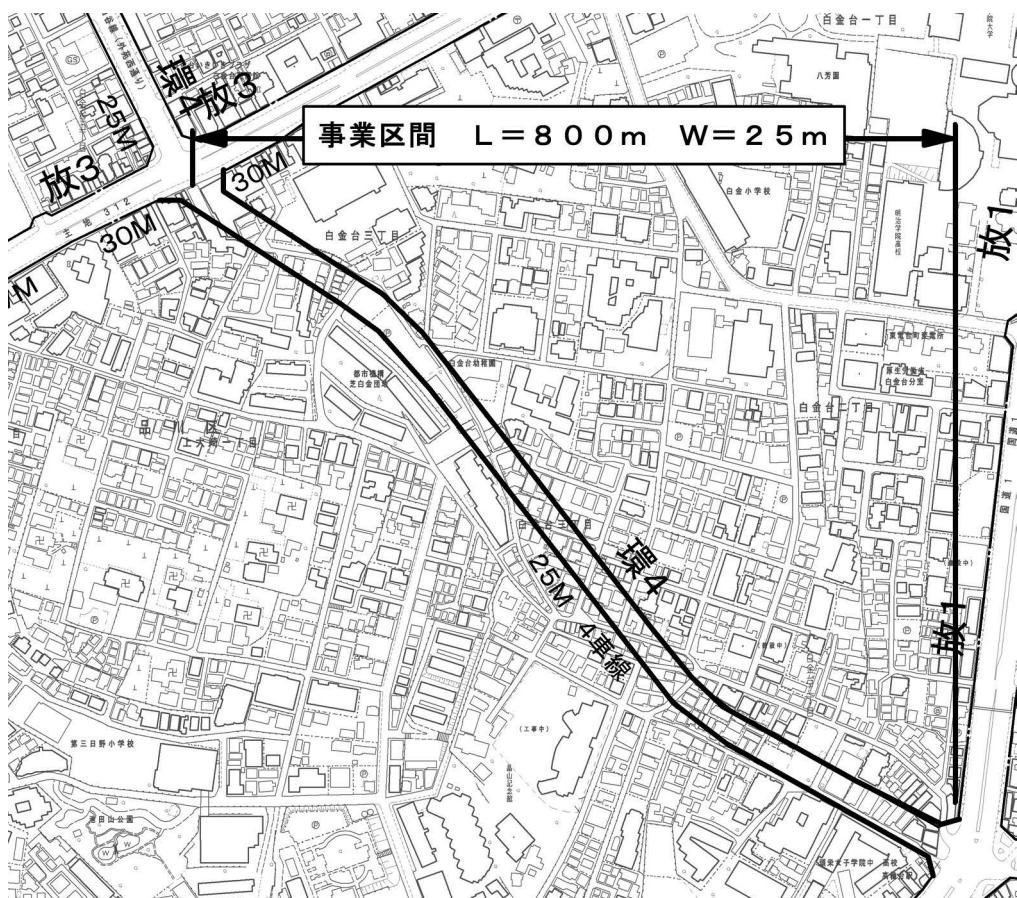


c 白金台区間

本区間は、港区白金台二丁目から同区白金台三丁目の延長約800m、幅員25mの平面道路を新設するものである。

本区間の整備により、区部環状方向の道路ネットワークを形成し、ヒトやモノの動きの円滑化や安全で快適な自転車や歩行者の通行空間の確保を行い、生活道路に流入する通過交通の減少による身近な道路の安全性を向上させる。

また、植樹帯・植樹枠の設置や電線類地中化等により良好な都市景観を創出するほか、延焼遮断帯の形成、緊急車両の速達性向上や救援物資輸送の確保など地域の防災性を向上させるため整備する。令和2年12月に国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、用地取得に着手している。令和6年度末現在の取得率は、約9%である。



エ 補助第4号線（外苑東通り）

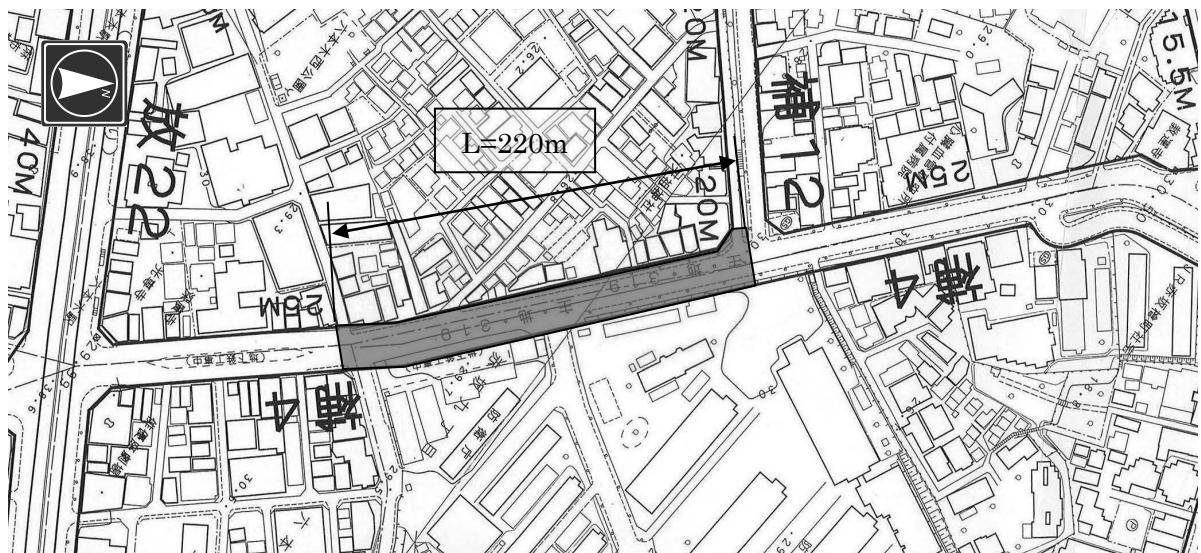
a 事業区間の概況

補助第4号線は、港区海岸一丁目（芝商業高校前交差点）を起点とし、港区南青山一丁目に至る総延長約4.1kmの補助線街路であり、全線が概成又は完成している。

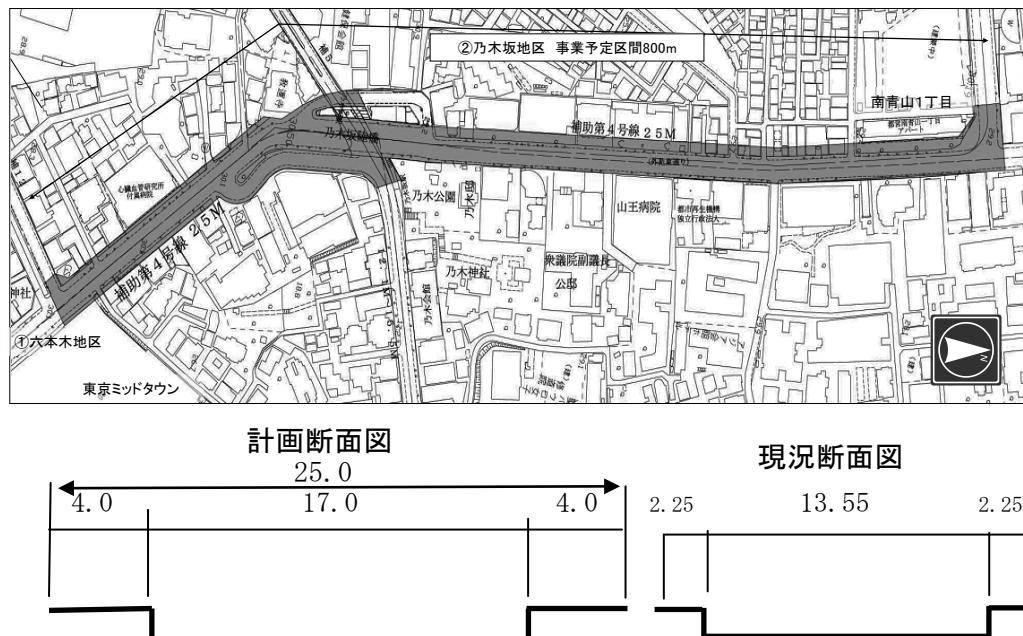
このうち、①六本木地区東京ミッドタウンの反対側、延長約220mの区間について平成19年度より事業着手をした。本区間は六本木交差点に近く、歩行者が多いことから、歩道拡幅に関する地元要望が強く、特に歩行者交通の円滑化を目的とした道路整備を進めている。

平成24年2月に、六本木地区に連続する南青山1丁目までの区間（②乃木坂地区）と六本木地区と合わせ、延長1,080mの区間で事業認可を取得した。

① 六本木地区



② 乃木坂地区



b 事業の進捗状況

- ① 六本木地区は、平成18年7月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、現況及び用地測量を実施、平成19年度に用地説明会を開催のうえ用地取得に着手し、平成30年度に用地取得を完了した。令和3年度、街築工事及び歩道整備工事を実施し、整備が完了した。
- ② 乃木坂地区は平成22年11月に事業・測量説明会を開催し、現況・用地測量を実施した。平成24年3月に用地説明会を開催し、平成24年度から用地取得を進めている。令和6年度末現在の取得率は、約96%である。工事について、令和7年度は、電線共同溝及び排水管設置工事を進める。

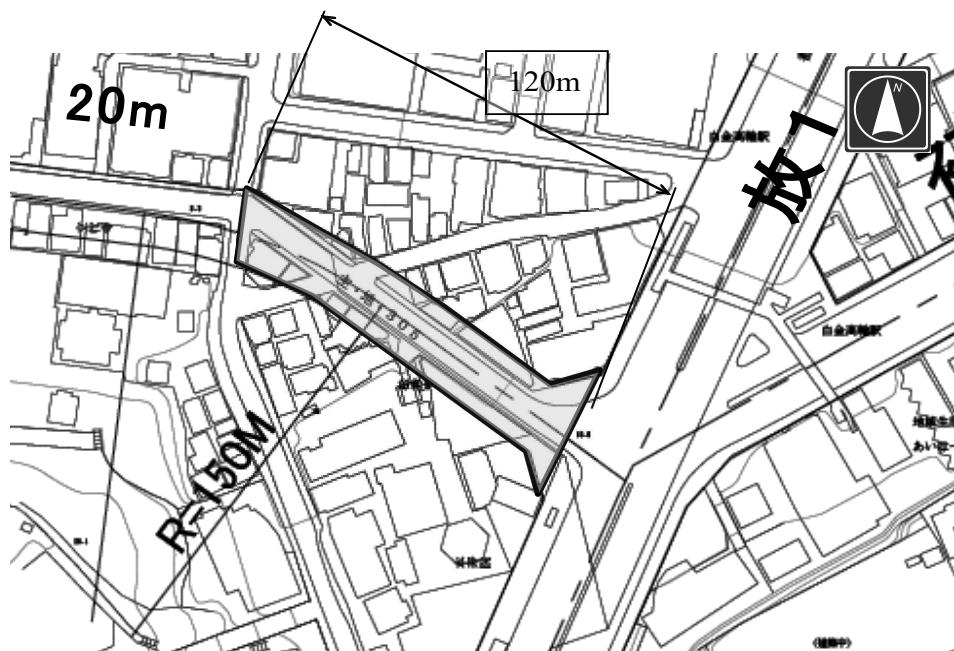
才 補助第11号線（白金）

a 事業区間の概況

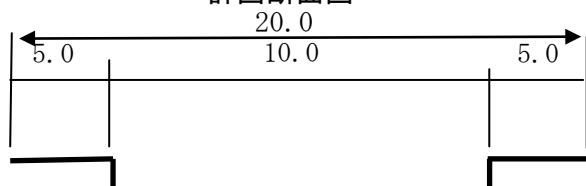
補助第11号線は、港区三田三丁目（三田二丁目交差点）を起点とし、渋谷区恵比寿一丁目（恵比寿一丁目交差点）に至る総延長約3.5kmの補助線街路である。

このうち、港区白金二丁目地内（白金一丁目交差点）から白金一丁目地内までの延長120mの区間をI期、白金二丁目地内から白金六丁目地内までの延長935mの区間をII期区間として、現況幅員約11mの道路を20mに拡幅するとともに電線類の地中化の整備を進めていく。

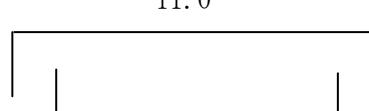
① I期区間



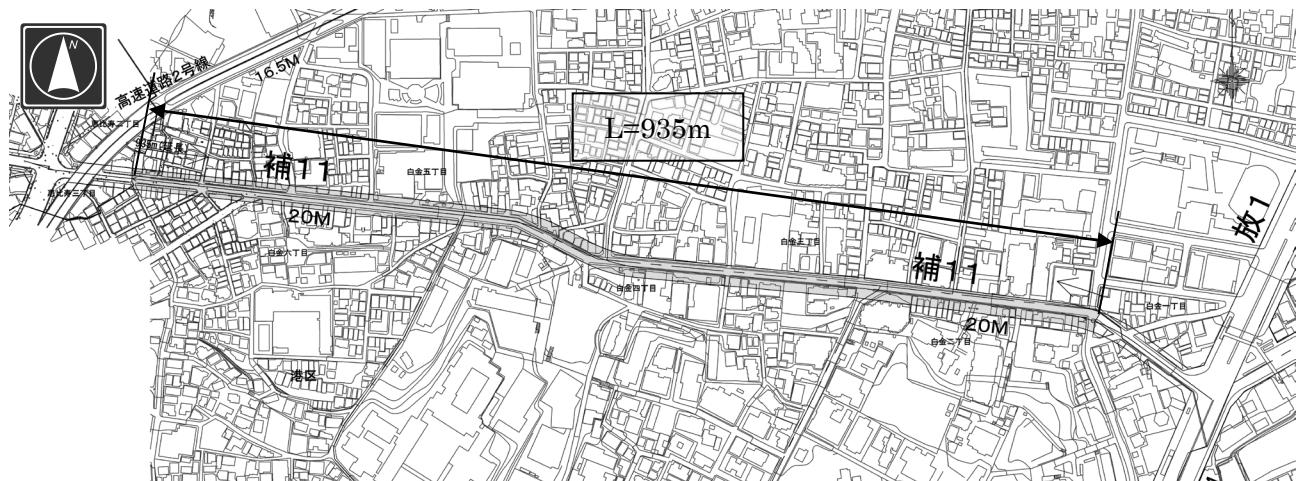
計画断面図



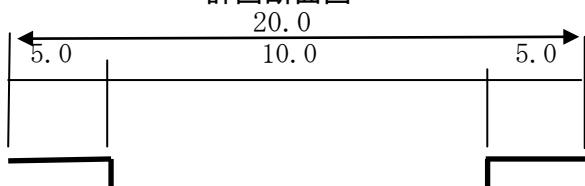
現況断面図



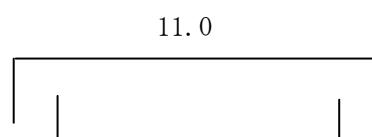
② II期区間



計画断面図



現況断面図



b 事業の進捗状況

- ① I期区間は、平成24年5月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、平成25年2月に事業認可を取得した。平成25年3月に用地説明会を開催し、平成25年度から用地取得を進めている。令和6年度末現在の取得率は、約56%である。
- 工事について、令和7年度は、電線共同溝及び排水管設置工事を進め、その後、企業者の埋設管移設工事を予定している。
- ② II期区間は、平成30年12月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、令和4年7月に事業認可を取得した。令和4年12月に用地説明会を開催し、用地取得を進めている。令和6年度末現在の取得率は、約3%である。

力 高浜橋

a 事業区間の概況

高浜橋は、港区芝浦四丁目と同区港南一丁目を繋ぐ旧海岸通りの橋梁であり、昭和31年に架設し、39年の拡幅を経て、現在の橋長 56.0m、幅員 17.5mになった。本橋前後の旧海岸通りは都市計画幅 27mで整備済みである。東京都長期ビジョンに基づき、災害発生時における避難・輸送ルートの安全性確保のため、架替えを進めていく。

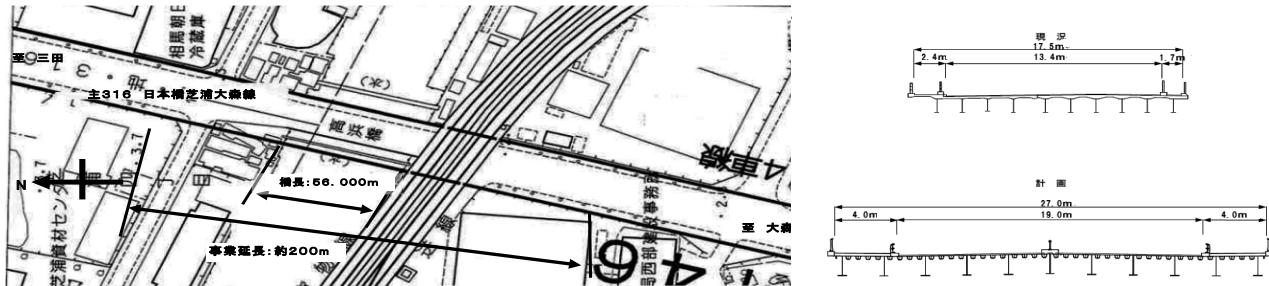
b 事業の進捗状況

平成20年12月に芝浦側橋詰用地の処理方針を定め、平成23年2月より地元説明会、現況測量を実施し、平成27年度で立ち退きが全て完了した。

平成28年12月に仮設道路に切替えを行い平成30年4月に旧橋の撤去が完了した。

その後、橋梁工事、取付道路復旧工事を行い、令和3年2月14日に暫定形での四車線切り換えを行った。

令和7年度は、旧橋橋脚の基礎杭撤去工事を進める。また、護岸の復旧工事、仮橋及び仮設構台の撤去工事を実施する予定である。



キ 環状第2号線（汐留～虎ノ門、晴海～汐留）

a 概 要（図-1）

環状第2号線は、江東区有明（湾岸道路）を起点とし、千代田区神田佐久間町（昭和通り）を終点とした総延長約14kmの区部環状方向の幹線道路である。

昭和21年、戦災復興の一環として新橋から神田佐久間町までの延長約9.2kmについて、幅員100mで都市計画決定した後、昭和25年には現在の計画と同じ幅員40mに変更、また平成5年には、臨海部との連携強化を図るため、新橋から有明まで延伸している。道路構造については、平成10年に汐留から虎ノ門までの区間の本線を地下トンネルへ変更し、また平成19年には晴海から汐留までの区間のうち、隅田川より東側を橋梁・高架方式へ変更している。

環状第2号線は、これまでに外堀通りの区間など約9kmが開通しており、平成26年3月に新橋から虎ノ門までの約1.4kmの区間も開通した。平成30年11月には、旧築地市場内の地上部に仮設道路を整備し、豊洲から築地までの約2.8kmの区間が暫定開通した。さらに、令和2年3月には築地区約0.43kmにおいて、地上部道路が開通した。令和4年12月に築地から新橋間の約1.4kmが開通し、本線が全線開通した。その結果、晴海から虎ノ門まで交差なくアクセスすることが可能となった。

令和6年度に地上部道路の工事を完了させ、事業を完了した。



図-1 環状第2号線の概要図

b 事業の状況（図-2）

① 汐留～虎ノ門間

当該区間は、都内でも有数の商業地であることから、当初計画の平面道路では移転を強いられる事業主等の同意が得られず協議が難航した。平成元年の立体道路制度創設に伴い、この制度の活用を前提とした事業計画に改めたことで協議が整

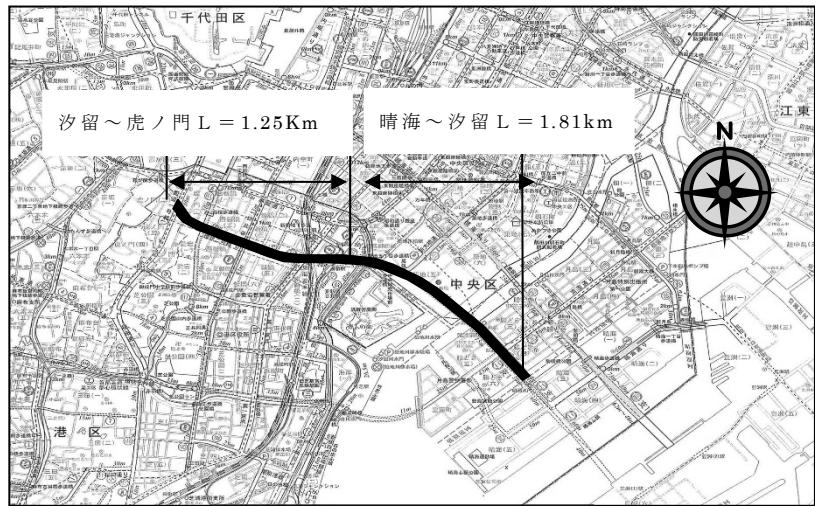


図-2 事業地案内図

い、平成10年、再開発事業の都市計画決定と平面道路から本線地下道路への都市計画変更を行い、平成15年には、本線地下トンネルの都市計画事業認可を取得した。このうち新橋から虎ノ門の区間については、地上部道路を再開発事業で、地下トンネルを街路事業で整備することとなり、平成17年よりトンネル工事に着手し、平成26年3月29日に地上部道路も含め開通した。残る汐留区間については、令和4年12月18日に本線トンネルが全線開通した。

② 晴海～汐留間

平成5年の都市計画決定時には、旧築地市場が築地五丁目地内において再整備をする予定であったことからトンネル構造としていたが、平成13年、豊洲地区への移転による整備計画が示されたことを受け、あらためて構造などを検討した結果、①勝どき地区における避難ルートの拡充などの防災性の向上、②築地市場跡地における土地利用の増進、③築地、勝どき、晴海地区間の連携強化などの観点から、平成19年10月に隅田川から東側の構造形式を地下式から地表式へ都市計画を変更し、同年12月に都市計画事業認可を取得した。

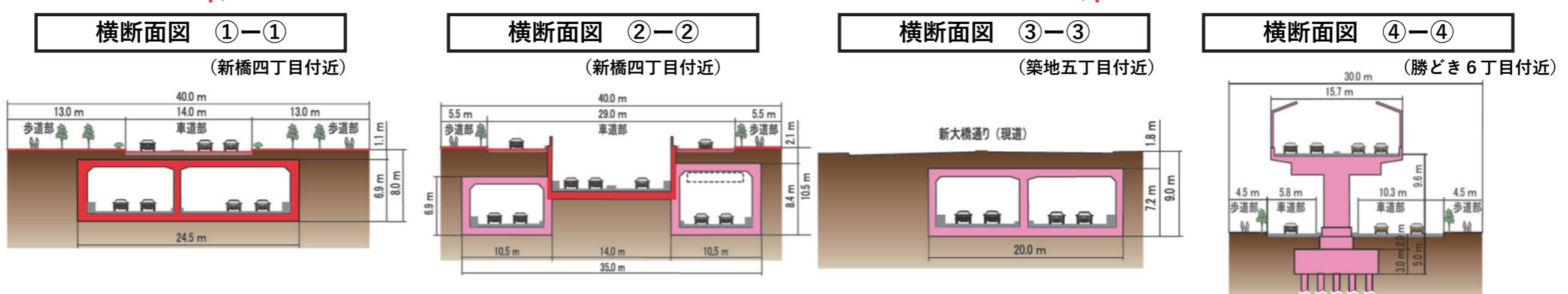
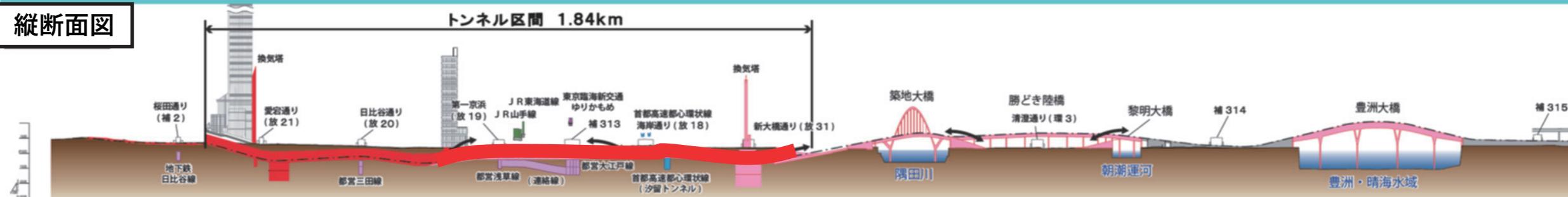
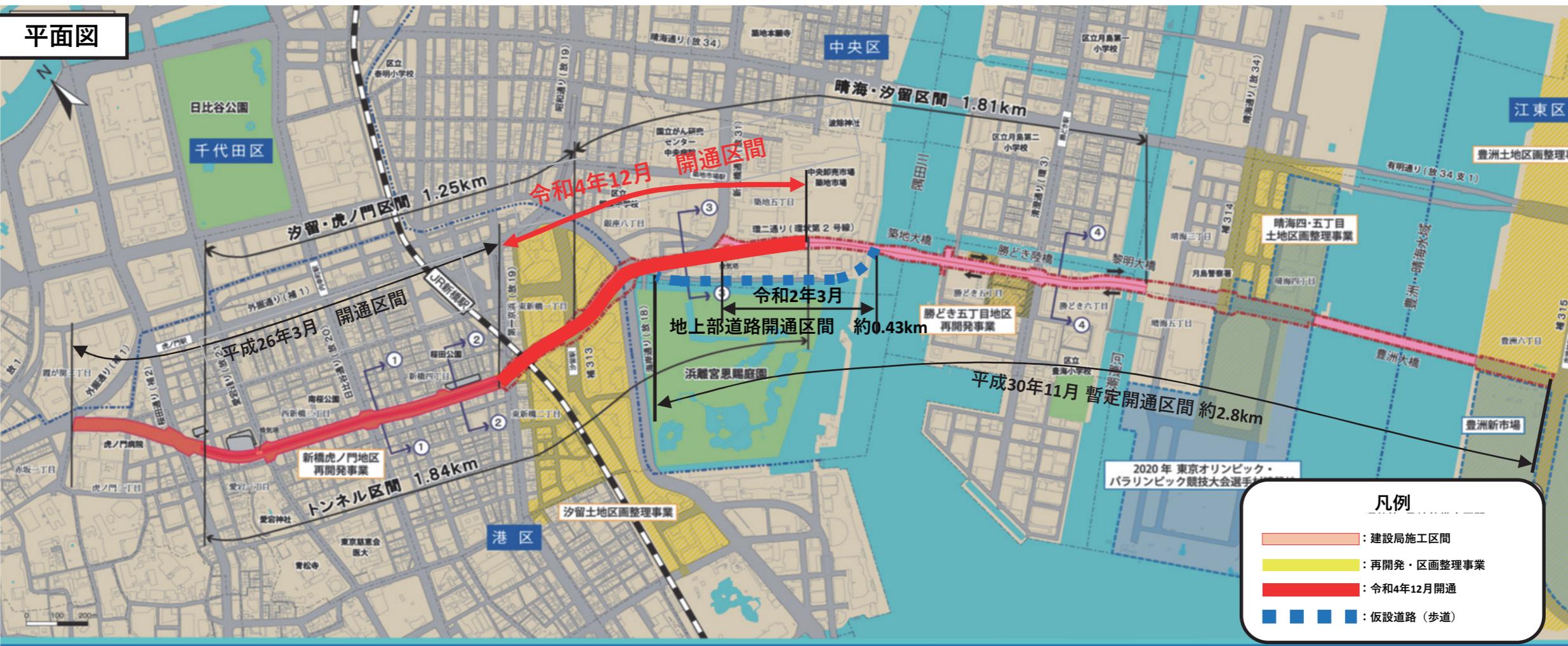
平成20年6月に事業及び用地測量説明会を開催し、用地取得に着手して、令和元年度に用地取得を完了した。勝どき地区の工事については、高架橋工事及び平面部の街路築造工事が、おおむね平成28年度に完了し、令和4年度に

電線共同溝工事が完了した。

平成30年11月4日に豊洲から築地までの約2.8kmの区間が暫定開通し、このうち築地地区の一部区間（約0.43km）は、令和2年3月に地上部道路として切り替えられた。その後、令和4年12月18日に本線トンネルが全線開通した。

令和6年度に地上部道路の工事を完了させ、事業を完了した。

環状第2号線（晴海～虎ノ門）概要図



(2) 道路・橋りょう修景事業

都民が生活のゆとりや豊かさを実感できるような美しさ・ゆとり・潤い・安らぎのある街づくりが求められている。

当所においても、シンボルロード整備・東京ストリートヒューマン1st事業・著名橋の整備・道路緑化事業を実施し、美しく潤いのある都市景観の創出に努めている。

ア シンボルロード整備事業

この事業は、「東京都シンボルロード整備検討委員会報告」（平成2年3月）に基づき、東京を代表する道路をその機能の質的な向上を図りながら、都市景観の向上や拠点整備の補完及び多芯型都市づくりに寄与し、地域のシンボルとなるように整備することを目的としている。

シンボルロード整備路線は、都道全体で20路線（総延長81.9km）が選定されており、そのうち当所管内は8路線（延長25.6km）が対象となっている。

当所では、平成元年度からシンボルロード整備事業のモデル路線として晴海通り（主要地方道第304号線）に着手し、その後、令和6年度までに約16.9kmの整備を完了している。

令和7年度は、内堀通りおよび六本木通りにおいて、歩道舗装工事を実施する。

シンボルロード整備事業対象路線

通称道路名	対象区間	延長(km)	整備済(km)※
内堀通り	九段下～皇居外苑及び半蔵門～九段上	4.0	3.2
外堀通り	昌平橋付近～土橋、土橋～紀之国坂付近	7.3	3.1
靖国通り	市ヶ谷駅～浅草橋付近	4.5	3.3
晴海通り	日比谷～晴海埠頭	3.0	2.7
八重洲通り	東京駅八重洲口～昭和通り	0.7	0.7
六本木通り	外堀通り～南青山六丁目	4.0	1.8
目黒通り	桜田通り～上大崎交差点	1.3	1.3
中央通り	秋葉原～外神田五丁目	0.8	0.8
計		25.6	16.9

※東京ストリートヒューマン1st事業へ移行した区間を含む

イ 東京ストリートヒューマン1st事業

都はこれまで、シンボルロード整備事業により個性豊かで魅力的な道路の整備を進めてきたが、社会環境や道路空間に対するニーズの変化等を踏まえ、シンボルロード整備事業を改定し、令和2年度に「東京ストリートヒューマン1st事業」として事業計画を策定した。今後は本計画に基づき、道路の景観整備を推進し、多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間の創出に取り組んでいく。

対象となる路線は、都道全体で19路線（総延長17.5km）であり、そのうち当所管内は8路線（延長8.8km）である。

令和7年度は、環状三号線および白山祝田田町線、靖国通りにおいて道路照明設置工事を実施する。

東京ストリートヒューマン1st事業対象路線

通称道路名	対象区間	延長(km)	整備済(km)
外苑東通り	東京ミッドタウン前交差点～六本木通り	0.2	0.2
環状三号線	六本木通り～新一の橋交差点ほか	1.4	
白山祝田田町線	内堀通り～外堀通りほか	1.2	
日比谷通り	晴海通り～環二通りほか	1.7	
晴海通り	銀座五丁目～万年橋西交差点	0.3	
錦町有楽町線	外堀通り～東京国際フォーラム西交差点	1.0	
靖国通り	外堀通り～江戸通り	1.5	
外堀通り	六本木通り～新橋駅銀座口前交差点	1.5	
計		8.8	0.2

ウ 道路緑化整備事業

この事業は、道路環境の整備と都市緑化の推進の一環として緑豊かな道路空間の創出を図るものである。

道路と地域の特性を生かしながら、歩道や中央分離帯、交通島等に多様な樹種を植え、道路緑地の整備を行っている。また、安全で円滑な交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能の確保に努めている。その内容は、次のとおりである。

- 1 街路樹の育成状況を調査すると共に倒木などの事故防止を図るため、街路樹の健康診断となる「街路樹診断」を実施
- 2 防災上重要な路線において、災害時に緊急車両や避難者の通行を街路樹が妨げることの無いよう計画的に「街路樹診断」を実施
- 3 道路空間の緑の增量と魅力ある歩行空間を創出する「路線ごとの植樹帯・緑地」の整備
- 4 東京2020大会をレガシーとして、街路樹の樹冠拡大による緑陰を確保するため、計画的な剪定を実施

令和7年度の主な事業は次のとおり。

- ① 街路樹診断の実施
 - ・錦町有楽町線（イチョウ、スズカケ）
 - ・本郷通り（イチョウ）
 - ・六本木通り（イチョウ）
 - ・高輪麻布線（イチョウ）
 - ・外苑西通り（イチョウ、スズカケ）
- ② 路線ごとの整備（植栽補植）
 - ・新富晴海線、錦町有楽町線、江戸通り
- ③ 街路樹の計画的な剪定（緑陰確保）
 - ・永代通り、新大橋通り、白山通り、靖国通り、晴海通り、外苑東通り、日比谷通り、外堀通り、外苑西通り、台場青海線

エ かちどき橋の資料館及び橋のライトアップ

平成16年度に東京の魅力を発掘する観光振興策として隅田川橋梁群のシンボル的存在である勝鬨橋の変電所を改修し、昭和初期の最先端技術が注がれた勝鬨橋をわかりやすく紹介する「かちどき 橋の資料館」として開館した（平成17年4月29日）。

また、夜間の都市景観を演出する橋梁のライトアップを隅田川に架かる築地大橋、勝鬨橋、佃大橋、中央大橋、永代橋、清洲橋、新大橋の7橋で行っている。

なお、勝鬨橋、永代橋、清洲橋は、平成19年6月18日に国の重要文化財に指定された。



〔勝鬨橋〕



〔永代橋〕



〔清洲橋〕

(3) 交通安全施設整備事業

この事業は、自動車交通や歩行者、自転車の安全を確保し、交通事故を未然に防止するため、中央分離帯の設置、交差点の改良等の整備を行うものである。

(4) 電線類地中化事業

地上に架設されている電線類を道路の地下に収容することにより、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保とともに、災害時の電柱倒壊による交通遮断を防ぎ、電気や電話などの安定供給を確保することを目的とするものである。

「東京都無電柱化推進計画（第八期）（2021年度～2025年度）」に基づき事業を進めており、都の直轄施行（一建施行）に加え、電線管理者へ工事委託を行うことにより、着実な事業の推進を図っている。令和7年度現在、以下の路線で事業中である。

都直轄施行：2路線（工事課所管）

補助第4号線（港区六本木7～赤坂8）

補助第11号線（港区白金2～白金5）

都直轄施行：1路線（補修課所管）

国道130号（港区芝浦1～芝1）

電線管理者への工事委託：2路線

外苑西通り（港区西麻布2～南青山2）

特例都道473号（中央区佃1）

(5) 橋りょうの長寿命化事業（予防保全型管理に向けて）

東京都が管理する橋梁の多くは、関東大震災の復興期と高度経済成長期に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎える。このことに対応するため、これまでの対処療法型管理から予防保全型管理に転換し、架替え時期の平準化と総事業費の縮減を図っていくこととし、平成21年度に「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定し、予防保全型管理に取り組んできた。

橋梁の高齢化の今後の進展や定期点検により補修が必要となる橋梁が多数あることから、予防保全型管理をより一層進めるため「中長期計画」の改定を行い、令和3年3月に「橋梁予防保全計画」が策定された。

「橋梁予防保全計画」においても長寿命化事業が中核をなしており、将来に貴重な遺産として残さなければならない著名橋、架替え時に多額の費用と周辺への多大な影響が予想される長大橋、跨線・跨道橋、主要な道路にかかる橋梁などについて、最新の技術により、架替えを行うことなく対策後100年以上延命させる事業である。

当所管内では、清洲橋、永代橋、勝鬨橋などの著名橋をはじめ35橋を実施の対象橋梁としている。

4 道路・橋りょう等の維持補修

道路・橋りょう等の維持補修は、既設の道路、橋りょう等を常に良好な状態で維持・補修・管理することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的としている。

当所が管理する道路は、都道延長 96,702m、総面積 330.9ha に及んでいる。管内の道路は一般交通の用に供されるばかりでなく、都市機能を支える高速道路・地下鉄・ライフライン等の生活関連施設も布設されるなど、高度に利用されている。

一方、近年の車両大型化による振動、騒音の問題のほか、道路損傷の増加、道路占用物件に起因する道路陥没も生じている。そこで、適切な道路、橋りょう等の維持補修により、道路機能を保全することが強く求められている。また、過密化した東京にゆとりとうるおいを与えるため、道路を貴重な生活空間として整備していくことも大きな課題である。

(1) 道路維持事業

この事業は、道路や道路施設、道路附属物についての維持修繕を行い、道路機能を良好な状態に保つことを目的としている。

特に、道路舗装の損傷は道路交通に危険なばかりではなく、騒音や振動など沿道の生活環境に重大な影響を与える可能性がある。また、道路管理者が行う交通安全事業のうち、道路照明・防護柵・道路標識・視線誘導標・道路反射鏡・区画線設置等の事業を行うことにより車両及び歩行者の安全の向上を図るとともに、防犯面からもこれらの施設を良好な状態に保つよう維持管理に努めている。

ア 道路巡回点検

道路巡回点検は、道路や道路附属物の破損、機能低下箇所の早期発見を目的に行っている。

道路巡回点検

工区	区域	方式
千代田工区	千代田区・中央区	直轄
港工区	港区	委託

令和6年度 道路巡回点検実績表

	稼動量等
巡回日数	延べ474日
巡回距離	35, 272 km
異常発見箇所	2, 196箇所

イ 請負方式

請負方式には、受注者と工事単価を契約する単価契約方式と一般的の総価契約方式とがある。単価契約方式は、道路巡回点検で発見した道路や道路施設の不良箇所及び住民等からの要望や通報箇所の修繕を対象とするほか、夜間・休日の道路陥没等の応急措置、交通事故による道路附属物の復旧、降雨時の集水柵詰まりの解消など緊急を要するものも行っている。

単価契約実績

	指示件数
道路橋梁、街路灯等	1, 169 件

総価契約実績

	件数
道路維持工事その他	15件

(2) 道路補修事業

道路補修事業は社会経済を支える都管理の道路を良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、舗装の打ち替えや切削・オーバーレイ等の工事を行い、道路機能を更新するものである。

本事業を進めるにあたっては、ひび割れやわだち掘れ等の既設舗装の状況や舗装の履歴、交通量などの情報を集約したデータベースを活用しながら補修範囲、補修工法、補修時期等の選定を適切に行い、事業の効率的かつ計画的な執行を図っている。

本事業においては、損傷した舗装を原形に復するだけでなく、環境に配慮した取り組みを併せて進めている。

路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装や保水性舗装の環境対策型舗装を管内全域において整備し、夏の暑さ対策に努めている。

また、交通事故の防止や歩行者等の安全確保のため、道路補修事業に併せて道路のバリアフリー化や自転車通行空間の整備等を行っている。

道路のバリアフリー化は、安全で快適な歩行空間を創出するため、歩道の段差の解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めている。

自転車通行空間の整備は、利用者が安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、交通管理者と連携して、車道を活用した自転車レーンの設置や自転車歩行者道の構造的分離など、東京の道路事情に応じた整備手法により整備を進めている。

令和7年度は、13路線、4,880mの道路補修を実施する。

主な工事予定箇所は、次のとおりである。

- ・遮熱性舗装 本郷通り、旧海岸通り、錦町有楽町線
外苑西通り、日比谷通り、昭和通り
- ・低騒音舗装 高輪麻布線、海岸通り
- ・保水性舗装 皇居前東京停車場線、江戸通り

(3) 施設維持事業

管内の主要幹線道路には、円滑な交通機能を確保するため、地下自動車道、地下歩道、共同溝、排水場等の施設が設置されている。これらの施設には、「排水設備」「換気設備」「照明設備」「非常通報・警報設備」及び「受変電設備」等を備え、交通機能の維持に万全を期している。施設維持事業は、これらの設備を常時、良好な状態で運用するために維持管理を行うものである。

現在、地下自動車道6箇所、トンネル4箇所、共同溝5箇所、地下歩道2箇所、地下横断歩道8箇所、排水場1箇所の計26箇所の施設の維持管理を行っている。

施設の多くは無人であり、雨水や湧水を排水するポンプ設備、地下道内を換気する換気設備などは自動運転している。

また、照明設備、非常通報・警報設備及び受配電制御設備等についても、設定条件下で良好に機能するよう管理している。

一方、これらの電気・機械設備は、地下（路面下）に設置されている施設が多く環境が悪く、経年による劣化により、突然の機能停止や故障を引き起こす場合がある。道路機能に重大な支障を来すことが無いよう定期的な巡回点検や修理等を行うとともに、長期的な改修計画に基づき補修工事を実施し安定的な運転の確保に努めている。

更に、「道路施設警報監視システム」を導入し設備状態の遠隔監視を行い、異常の早期発見に努めている。設備運転状態、酸素濃度など計測値に異常が発生した場合は、NTT回線により当所及び防災行政無線を利用して道路管理部及び都道管理連絡室に警報を送信し、警報表示とともに、監視履歴を残すなど、24時間体制で監視を行っている。

令和6年度 施設維持工事実施状況

工 事 種 別	件 数
設 備 保 守 委 託	11件
街 灯 等 保 守	1件
泥 土 しゅんせつ 等	5件
設 備 改 修 工 事 等	4件
計	21件

(4) 橋りょう維持補修事業

この事業は、歩行者の安全と車両の円滑な走行を図るため、一般橋りょう及び横断歩道橋の耐震性の確保、使用性の改善並びに日常の保守・修繕を実施するものである。

当所の管理橋は、一般橋りょう 66 橋（延長： 7,234.2m、面積： 176,729.5 m²）、横断歩道橋 42 橋（延長： 3,797.6m、面積： 11,360.7 m²）である。

維持補修事業は、橋の安全性・耐久性を判断するため、5年に 1 回のサイクルで健全度調査を実施し、損傷、劣化の指標により効率的かつ効果的な補修計画に基づき維持補修を行っている。令和 7 年度は、霞ヶ関歩道橋や銀東一歩道橋等の塗装塗替えを実施していく。

管内の橋りょうは、別表のとおりである。

一般橋りょう調書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	橋長別	橋数	橋延長(m)
国道	30 m～100 m 未満	1	55.0
主要地方道	100 m 以上	10	2,391.7
	30 m～100 m 未満	19	1,132.4
	15 m～30 m 未満	6	133.3
	15 m 未満	1	13.4
	小計	36	3,670.8
特例都道	100 m 以上	12	2,711.4
	30 m～100 m 未満	14	731.8
	15 m～30 m 未満	3	65.2
	15 m 未満	—	—
	小計	29	3,508.4
合計		66	7,234.2

横断歩道橋調書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	橋数	橋延長(m)
主要地方道	26	2,391.6
特例都道	16	1,406.0
合計	42	3,797.6

(5) 街路樹維持事業

この事業は、道路をうるおいのある快適な空間とするため、豊かな緑や花を確保するものであり、街路樹の保護・育成、欠樹の補植、剪定、害虫の防除や除草、清掃を実施するものである。

街 路 樹 等 種 別 表 (令和7年4月1日現在)

樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
スズカケノキ	2,454 (15)	アオギリ	399 (0)	サクラ	499 (124)
イチョウ	2,486 (91)	ヤマモモ	512 (46)	ケヤキ	308 (47)
エンジュ	389 (16)	トウカエデ	216 (19)	ハナミズキ	857 (68)
ヤナギ	138 (10)	フウ	214 (5)	その他	580 (498)
ユリノキ	623 (4)	クスノキ	300 (75)	計	10,667 (1,124)

() 緑地等外書

5 道路の管理

道路の管理の目的は、道路を常に良好な状態に維持することにより、安全、円滑で快適な交通を確保することのほか、地域の安全、災害の抑制、良好な環境の確保の役割も担っている。そして、管理の内容は、都道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他すべての道路法上の管理行為を含むものであり、個々の行為については、道路法の規定に基づき処理している。

これらの道路管理のうち、主な業務は、①道路区域の決定及び変更並びに供用の開始及び廃止に関する手続き ②道路台帳の整備・保管並びに道路統計 ③道路区域の標示・証明及び公共用地の境界確定 ④道路の占用許可・承認及び占用料の徴収 ⑤共同溝の入溝承認及び負担金の徴収 ⑥道路の監察 ⑦道路上工事の調整 ⑧事業用財産の管理である。

なお、道路管理にあたっては、東京ふれあいロード・プログラム（本章 5-(8) 参照）など地域住民・団体等と協力しあい、潤いと安らぎのある道路環境づくりを目指している。

また、当所管内においては、汐留区画整理地内・千代田歩行者専用道を始めとして、開発行為等に伴う維持管理協定に基づき、道路管理者以外の者と道路の維持管理を協力して行っている箇所が多い。

(1) 道路区域の決定・変更及び供用開始

道路管理者は、路線が認定されると遅滞なく「道路区域の決定」を行わなければならない。（道路法第 18 条第 1 項）

また、「道路区域の変更」とは、道路の拡幅を行なった、旧道に替えて新道を別に築造した場合のように、新たに道路となった部分を道路区域に編入するもの、あるいは道路整備の結果や沿道の利用形態の変化等によって、在来の道路区域から除外するものがある。

道路区域に編入されると、道路の築造を困難にするような工作物の設置、土地の形態の変更等が制限され、これらの行為については、道路管理者の許可が必要になる。

なお、「供用の開始」は、土地に関する権原が取得され、工事によって道路の実態を備えたものについて道路管理者が公示して行う。

(2) 道路台帳

道路台帳は、道路に関する基礎的な事項を統括的に把握し、道路管理行政を円滑に行うために調製されている。また、都民の道路に関する調査等に供するため、台帳閲覧・複写対応を行っている。

都の道路台帳は、道路法の趣旨に基づき次の図書を基本として整備を行っている。

- ① 「道路台帳平面図」及び調書
- ② 「地下埋設物台帳平面図」及び調書
- ③ 「道路敷地構成図」及び調書

このうち、③「道路敷地構成図」は、道路を管理する上で最も重要な道路の区域線の位置や道路を構成する敷地を明確にするもので、昭和49年度から整備を推進し管内管理都道の100%完了している。

令和6年度台帳閲覧等取扱実績

業務内容	件数	延長(m)
台帳閲覧	2,495	——
台帳複写	2,017	——
土地境界確定	62	1074.2
土地境界閲覧	1,727	——
土地境界証明	172	——

また、道路台帳を有効な資料として活用し、土地境界確認・確定事務を行っている。

平成20年度から、今まで建設局総務部用度課で行っていた土地境界確認・確定事務を各建設事務所で行うことになった。土地境界確認・確定事務として、申請受付、資料の調査検討、境界線設定、現地調査、確認立会、合意図面の取交し等を実施している。当所管内は、東京都心部ということで再開発事業やビルの新築案件が増加し、不動産売買等も堅調なことから、土地境界図の閲覧・証明対応も数多く行っている。

平成7年度から、東京都道公共基準点（3級）の管理保全を行っているが、年々使用申請も増加している。平成14年4月1日から測量法が改正になり、公共基準点は日本測地系から世界測地系に変更となったことで、平成16年4月1日に座標変換処理を行った。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による基準点の変動については、平成25年度に道路管理部所管の公共基準点及び事務所所管の公共基準点の一部について改算が行われ、平成26年度に事務所所管の公共基準点がおおむね改算された。

なお、道路幅員証明については令和2年12月1日をもって廃止され、道路台帳複写図の交付に統合された。

(3) 道路占用

道路は、本来一般交通の用に供することを目的とするが、特定の場合には、道路内に物件を設置することを認めており、これを道路占用という。

主な占用物件には、水道、下水道、電気、ガス、通信及び交通等の公益事業のための施設として鉄道等があり、また、一般の営利事業のための袖看板、工事用施設等がある。

これらの占用物件を道路内に設置する場合には、道路法に基づき占用許可を得ることが必要であり、道路管理者は、道路本来の機能である一般の交通を阻害しない範囲でやむを得ない場合に限り、設置を認めている。これらの占用許可申請に対しては、そのほとんどを当所で審査、許可しており、地下鉄等の鉄道事業や幹線上下水道等一定規模以上の広域的な占用物件は、当所の副申に基づき本庁で審査、許可している。

都心の道路の地下空間は、既に大型占用物件等で飽和状態にあり、都市機能の一層の高密度化・多様化により、ますます増大する占用需要にどう対処するかが大きな課題となっている。

一方で、まちのにぎわい創出のため、道路空間を活用した道路占用許可の特例として、ほこみち（歩行者利便増進道路）制度が創設され、当所内では、環状二号線（新橋・虎ノ門間）においてカフェやイベント等の許可を行っている。

また、都市観光の推進のため、国家戦略特別区域の認定を受けた都道404号皇居前東京停車場線（行幸通り）及び千代田歩行者専用道5号線では、国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントにかかる道路法の特例）により、イベント施設を許可している。

当所では、道路占用事務のほかにも、道路構造保全の観点から沿道に駐車場を設置するために歩道の切下げを行うなど、道路管理者以外の者が自らの費用で道路に関する工事を行う「自費工事」の承認や、都道に隣接する土地を掘削する場合の「沿道掘削」協議等の事務を行っている。

令和6年度道路占用許可等事務処理件数

区分	件 数		
	総件数	有料件数	無料件数
東京電力パワーグリッド株式会社	382	43	339
東京瓦斯株式会社	115	17	98
NTTグループ	122	17	105
東京都水道局	197	0	197
東京都下水道局	236	0	236
国・都等地方公共団体	151	0	151
第一種通信事業者 (NTTを除く)	209	176	33
その他一般	3,096	1,773	1,323
小計	4,508	2,026	2,482
自費工事	222	–	222
沿道掘削	82	–	82
合計	4,812	2,026	2,786

令和6年度道路占用料実績

占用物件・占用企業		処理件数			占用料(千円)
		件数	占用数量		
一般	柱類	—	6	本	2
	変圧塔・キューピクル	—	47	個	496
	架空線その他	—	14,954	m	1,888
	地下電線等	—	36,662	m	832
	看板	—	716	個	315,930
	添架・巻付広告等	—	690	個	26,262
	日よけ等	—	112	個	1,560
	商品置場等	—	47	箇所	10,393
	縁日等一時的に設けるもの	—	10	箇所	1,353
	売店(地下鉄駅構内等)	—	6,429	m ²	359,344
	鉄道施設内広告	—	6,390	個	462,513
	標識	—	338	本	1,466
	工事用施設等	—	558	箇所	292,529
	その他	—	—		250,444
小計		1,773	—		1,725,012
公営企業	東京電力株式会社	43	—		702,603
	東京瓦斯株式会社	17	—		154,246
	NTTグループ	17	—		510,739
	第一種通信事業者(NTT除く)	176	—		60,137
	小計	253	—		1,427,725
	合計	2,026	—		3,152,737

令和6年度監督事務処理実績

占用工事施工者	件数	監督事務費(千円)
東京電力株式会社	17	13,302
NTTグループ	20	1,075
東京瓦斯株式会社	12	5,419
東京都水道局	24	15,995
東京都下水道局	13	6,393
東京地下鉄株式会社	5	6,074
東日本旅客鉄道株式会社	2	53
	93	48,311

(4) 共同溝の管理

道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等の新增設や維持・修繕の工事の都度、道路が掘り返されることは、道路交通の支障になるばかりか安全性も阻害されることになる。そこで、これらの埋設物を機能的かつ効率的に整理集約し、収容する施設が共同溝である。共同溝に収容した管路の維持管理は、各々の施設管理者が行うが、共同溝本体の維持管理は道路管理者が行うこととし、その費用は、占用企業者と道路管理者とが一定の割合により負担している。

当所管内の共同溝、占用企業者等は下表のとおりである。

令和6年度共同溝の規模及び維持管理費用実績

共同溝名	規模 延長 (m)	占用者	維持管理費用(円)			入溝 承認 件数
			占用者	管理者	計	
日比谷共同溝	360	東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株) 東京都水道局	559,774	139,358	699,132	2
靖国共同溝	1,750	東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株) 東京都水道局	37,123,244	26,025,664	63,148,908	11
九段共同溝	991	同上	12,371,608	2,811,733	15,183,341	8
芝共同溝	3,143	東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株) 東京ガスネットワーク(株) 東京都下水道局	148,262,497	32,230,832	180,493,329	18
港共同溝	1,131	東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株)	29,703,327	9,075,115	38,778,442	2
計	7,375		228,020,450	70,282,702	298,303,152	41

(5) 道路監察

道路は、道路管理者によって一般交通の用に供され、その結果として一般の自由な交通が認められている。これが道路の本来的機能である。道路の機能にはこの他に特別使用として道路占用がある。

この道路占用は、あくまでも道路の本来的機能を阻害しない範囲内でのみ認められるべきものである。したがって、道路占用によって一般の自由な交通が阻害されないよう巡回して、占用の状況、不法占用、禁止行為、道路上工事等を監察し、発見した場合には行為者に対し是正指導を行っている。こうした日常の監察を通しての路上障害物の発見、関係機関への連絡、当事者への指導が本来の任務であるが、最近では毎日のように苦情が寄せられる放置された自転車やバイク、置看板や捨看板、エアコン等の家電品や粗大ゴミの不法投棄について、委託業者により処理するだけでなく、苦情者から即時対応を求められることから直接処理する場合もある。

一方、根本的な解決策が見出せない路上生活者の問題については、最近特に苦情が多い高架下、橋梁上、植え込みに寝泊りしている路上生活者に対し、所轄警察署の協力を得ながら警告やごみ等の撤去を行っている。

このほか、地元商店会や住民及び警察署との合同パトロール、道路使用の適正化キャンペーン等の徒步による監察にも力を注いでいる。

令和6年度道路監察実施状況

道路パトロール		625
道路の不良個所発見数		0
内容	道路	0
	付属物	0
不法占用取締数		8347
違反内容	不法占用行為	84
	禁止行為	8263
処理内容	行政指導	792
	行政処分	0
車限令違反発見数		0
違反内容	車幅制限違反	0
	その他違反	0
処理内容	行政指導	0
	行政処分	0

令和6年度放置自転車等の処理委託実施状況

撤去回数	撤去台数	撤去人員	輸送車両台数
2回	30台	延 4人	延 2台

令和6年度路上生活者等対策実施状況(道路上)

	警告件数	撤去件数
4月	11	3
5月	1	0
6月	32	2
7月	5	2
8月	35	1
9月	1	1
10月	8	0
11月	8	0
12月	8	2
1月	11	0
2月	3	0
3月	3	2
計	126	13

※警告件数は、口頭、文書、再警告の合計

(6) 道路工事の調整及び掘削抑制の指導

都道には、都民生活にとって必要不可欠な上下水道、電気、ガス、通信及び交通等の公益施設が設置されており、これらの新設、維持補修等を行うための様々な道路上工事が日々行われている。

これらの道路上工事（道路工事及び占用工事）の計画を合理的に調整するため、道路管理者、警視庁、占用企業者等で構成する道路工事調整会議（道調会議）を開催し、道路の無秩序な掘り返しの防止と円滑な交通の確保並びに工事現場の離隔確保に努めている（年6回、およそ2箇月毎に開催）。

道調会議では、道路管理者をはじめとする工事施工者の提出した道路工事調整調書に基づき、工事の時期、期間、施工内容等の調整を行い、工事施工の可否を決定している。

工事調整に当たっては、工事の施工内容、掘削禁止の有無、他工事との時期調整などに留意して指導を行っている。

また、新たに舗装を行った箇所については、道路の掘削を伴う占用工事を一定期間禁止している。道路舗装の種別に応じ、1年～5年間の掘削禁止の措置を講じている。これにより、道路が何度も掘り返されることを防ぎ、道路を良好な状態に保つよう努めている。

道路工事調整件数(令和7年度年間調整分)

件数・延長 施行者別	主要路線		その他路線		合 計			
	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	割合	延長(m)	割合
第一建設事務所 工 事 課	7	2,337	5	3,140	12	1.4%	5,477	3.5%
補 修 課	43	15,280	24	6,038	67	7.8%	21,318	13.5%
東 京 都 水 道 局	81	10,421	35	3,909	116	13.4%	14,330	9.1%
東 京 都 下 水 道 局	143	34,221	69	17,340	212	24.5%	51,561	32.6%
東 京 都 交 通 局	34	1,743	8	1,075	42	4.9%	2,818	1.8%
東 日 本 電 信 電 話(株)	26	2,352	13	964	39	4.4%	3,316	2.0%
東 京 電 力(株)	117	16,321	34	3,109	151	17.5%	19,430	12.3%
東 京 ガ ス(株)	32	2,180	9	682	41	4.7%	2,862	1.8%
東 京 地 下 鉄(株)	24	3,692	8	442	32	3.7%	4,134	2.6%
首 都 高 速 道 路(株)	34	19,907	14	2,955	48	5.6%	22,862	14.5%
東 日 本 旅 客 鉄 道(株)	28	1,770	14	795	42	4.9%	2,565	1.6%
そ の 他	38	4,514	24	2,772	62	7.2%	7,286	4.6%
計	607	114,738	257	43,221	864	100%	157,959	100%

令和6年度除外工事受付件数

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
調整件数 合 計	87	113	87	69	99	106	120	72	121	95	47	88	1,104
N T T	7	15	6	7	11	14	12	5	7	13	5	11	113
水 道	14	26	16	20	18	25	19	18	28	17	12	13	226
ガ ス	6	4	9	3	5	11	6	3	8	11	6	7	79
電 気	37	34	28	12	36	12	28	17	34	31	14	20	303
下 水	13	14	18	13	14	11	20	9	10	4	1	12	139
そ の 他	10	20	10	14	15	33	35	20	34	19	9	25	244

道路工事調整件数(令和6年度年間調整分実績)

件数・延長 施行者別	主要路線		その他路線		合 計			
	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	割合	延長(m)	割合
第一建設事務所 工事課	8	8,796	5	5,452	13	1.6%	14,248	8.8%
補修課	51	23,985	29	14,560	80	9.3%	38,545	23.9%
東京都水道局	115	13,466	46	5,840	161	18.7%	19,306	12.0%
東京都下水道局	85	16,169	30	4,871	115	13.4%	21,040	13.0%
東京都交通局	41	2,413	15	1,944	56	6.6%	4,357	2.7%
東日本電信電話(株)	31	4,458	22	1,675	53	6.2%	6,133	3.8%
東京電力(株)	67	6,371	26	3,495	93	10.8%	9,866	6.1%
東京ガス(株)	50	2,870	12	1,098	62	7.2%	3,968	2.5%
東京地下鉄(株)	50	5,249	9	640	59	6.9%	5,889	3.7%
首都高速道路(株)	32	15,152	16	5,900	48	5.6%	21,052	13.1%
東日本旅客鉄道(株)	32	1,703	14	790	46	5.3%	2,493	1.6%
その他	38	5,607	37	9,238	75	8.8%	14,845	9.2%
計	600	106,239	261	55,503	861	100%	161,742	100%

(7) 事業用地の管理

事業用地取得後は、速やかに工事を施工して都民の利用に供すべきであるが、財政上の都合や地権者との合意形成に時間がかかり、直ちに工事に着手できないことがある。

また、将来の事業計画区域内の土地所有者から先行買収の要望がよせられる事もある。

これらの事業予定地や先行取得用地は、子供の遊び場等として活用し、都民にサービスを提供している。

事業用地の活用状況

(令和7年4月1日現在)

路線名	所在地	面積 m ²	備考
放射第27号線	千代田区麹町6-2-2 外	413.40	千代田区へ行政財産使用許可(遊び場)
環状第3号線	港区海岸1-14-41	81.85	東日本旅客鉄道(株)へ行政財産使用許可(敷地)
環状第3号線	港区海岸1-14-69 外	94.28	港区へ行政財産使用許可(シェアサイクルポート敷地)
合計		589.53	

(8) 東京ふれあいロード・プログラム

みんなで育てる東京の道を目指して、地域住民などの団体と東京都が協力して、道路の清掃や植栽の手入れなどの美化活動を行っている。

(今までの経過)

- 平成14年度(試行) 認定団体 森ビル株式会社 ヒルズガーデニングクラブ
- 平成15年度 制度開始(平成15年3月募集開始)
- 平成16年度～平成20年度 認定団体 20団体(累積)
- 平成21年度～平成25年度 認定団体 6団体(累積)
- 平成26年度～平成30年度 認定団体 17団体(累積)
- 令和元年度～令和2年度 新規認定団体 6団体
- 令和3年度 新規認定団体 4団体
- 令和5年3月31日現在 認定団体 30団体
- 令和6年3月31日現在 認定団体 36団体
- 令和7年3月31日現在 認定団体 35団体

III 河川事業

1 河川の現況

(1) 管内河川の概況

当所の管内には、荒川水系の一級河川^(*1)である隅田川や神田川等の5河川、東京湾に直接注ぐ独立水系の二級河川^(*2)である古川等の3河川、合計8河川、管理延長約22kmが流下している。〔管内河川一覧表参照〕

また、管内には、江戸城の外濠であった弁慶濠・牛込濠等5箇所の公有水面^(*3)がある。

管内河川一覧表

水級・系	河川名	河川全体 延長 (km)	管内河川 延長 (km)	区間	関係区
荒一 川級 水河 系川	隅田川	23.50	5.69	河口～神田川合流点(本川4.8km, 派川0.89km)	中央区
	神田川	25.48	4.10	隅田川～船河原橋	中央区 千代田区
	日本橋川	4.84	4.84	隅田川～神田川分派点	中央区 千代田区
	亀島川	1.06	1.06	隅田川～日本橋川分派点	中央区
	月島川	0.53	0.53	朝潮運河～隅田川分派点	中央区
	小計 5河川	55.41	16.22		
独立 水河 系川	築地川	0.75	0.75	河口～中央区銀座八丁目地先	中央区
	汐留川	0.90	0.90	河口～築地川分派点	中央区 港区
	古川	4.35	4.35	河口～天現寺橋	港区
	小計 3河川	6.00	6.00		
8河川		61.41	22.22		

(*1) : 河川法第4条（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの）

(*2) : 河川法第5条（一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの）

(*3) : 公有水面埋立法第1条（河川、水路、海、湖、沼、濠等公共の用に供する水流又は水面であつて國の所有に属するもの）

(2) 管内河川の整備状況

ア 隅田川

高潮対策事業として、伊勢湾台風級の高潮に対応した防潮堤の整備（以下「高潮対策」という。）が完了済みであるが、東日本大震災を踏まえ、平成24年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（以下「第一期計画」という。）、令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（以下「第二期計画」という。）に基づき、防潮堤の耐震対策や水門等の耐震・耐水対策を進めている。

当所では、浜前水門上流（左岸）において、防潮堤の耐震対策及びテラス護岸の整備を進めている。

その他の箇所は、水門等の耐震・耐水対策、防潮堤の耐震性及び親水性向上を目的としたスーパー堤防や緩傾斜型堤防、テラス護岸の整備を江東治水事務所が進めている。

イ 神田川

中小河川整備事業は、平成23年度に小石川橋の架替えが完了し、概成している。

高潮対策事業として、高潮対策が一部未整備区間の防潮堤の整備、及び第二期計画に基づき、防潮堤の耐震対策を江東治水事務所が進めている。

ウ 日本橋川

高潮対策事業として、高潮対策が完了済みであり、第一期計画区間である河口から茅場橋までの防潮堤の耐震対策は、当所において令和4年度までに完了している。

第二期計画の防潮堤の耐震対策、水門等の耐震耐水対策、及び外濠の石積みが防潮堤を兼ねている箇所等の整備については、江東治水事務所が事業を進めている。

エ 亀島川

日本橋水門と亀島川水門により、高潮対策としての安全は確保されており、平成22年度から親水性に配慮したテラス式護岸を利用した緑化整備を進めている。

第二期計画に基づき、当所において護岸の耐震対策の基本設計を令和4年度から進めている。

河川利用の秩序維持、船舶係留の適正化を図るため、東京都船舶の係留保管適正化計画に基づき、暫定係留保管施設を平成25年度から工事着手し、平成26年度までに南高橋～高橋の区間を整備した。

オ 月島川

月島川水門と朝潮水門（港湾局所管）が完成し、高潮対策としての安全は確保されており、第二期計画に基づき、護岸の耐震対策を江東治水事務所が進めている。

力 築地川・汐留川

築地川水門及び汐留川水門（共に港湾局所管）が整備されており、高潮対策としての安全は確保されており、築地川は第二期計画に基づき、護岸の耐震対策を江東治水事務所が進めている。汐留川は第二期計画以降の予定である。

キ 古川

河口から赤羽橋までの高潮対策事業区間は、右岸側のJR橋梁取付部及び左岸側のJR橋梁から金杉橋に至る区間を除き概成している。第二期計画に基づき、当所において護岸の耐震対策の基本設計を令和4年度から進めている。

赤羽橋から天現寺橋までの中小河川整備事業区間は、都市化に伴う流域内の保水能力の低下や急増する集中豪雨により度々水害が発生しており、加えて著しい護岸の老朽化のため、当所において護岸整備を進めている。

また、河道の流量負荷を軽減し水害を防止するため、平成21年度から着手した地下調節池整備事業は平成29年度に完了した。

2 河川の事業について

(1) 古川護岸整備（中小河川整備費）

古川の護岸は、大正末期から昭和初期にわたる改修工事で、高潮対策区間を含めた全川の整備が完了しており、老朽化が著しく進行している。加えて、河川管理用通路もなく護岸に接するようになに家屋や商業ビルが建ち並び、また、上空を首都高速道路が占用するなど厳しい施工環境にあることから、抜本的な護岸の老朽化対策が遅れていた。このため、平成10年9月にとりまとめられた「渋谷川・古川河川再生計画書」に基づき、同年度から用地取得を伴わない河川沿いの公園等の整備と一体的に進める河川改修で、将来における環境整備の拠点造りを行うとともに、同時に老朽化対策を推進する「河川再生事業」による護岸整備を進めてきた。6地区（新広尾公園地区、新古川橋緑地地区、新古川橋下流地区、天現寺橋下流地区、白金公園地区、古川橋児童遊園地区）で計画した拠点整備は、平成19年度の新古川橋下流地区の整備をもって完了した。

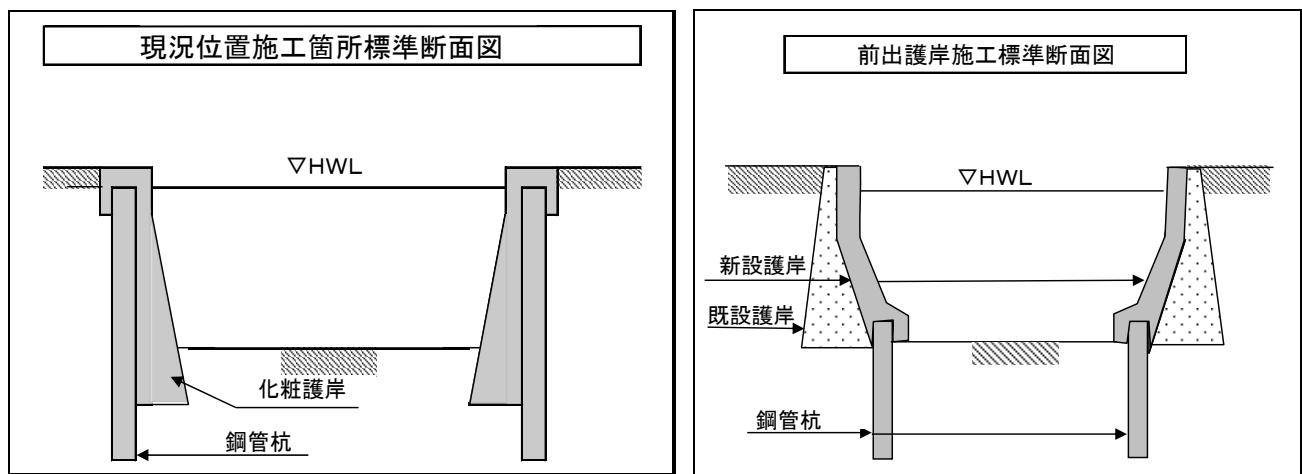
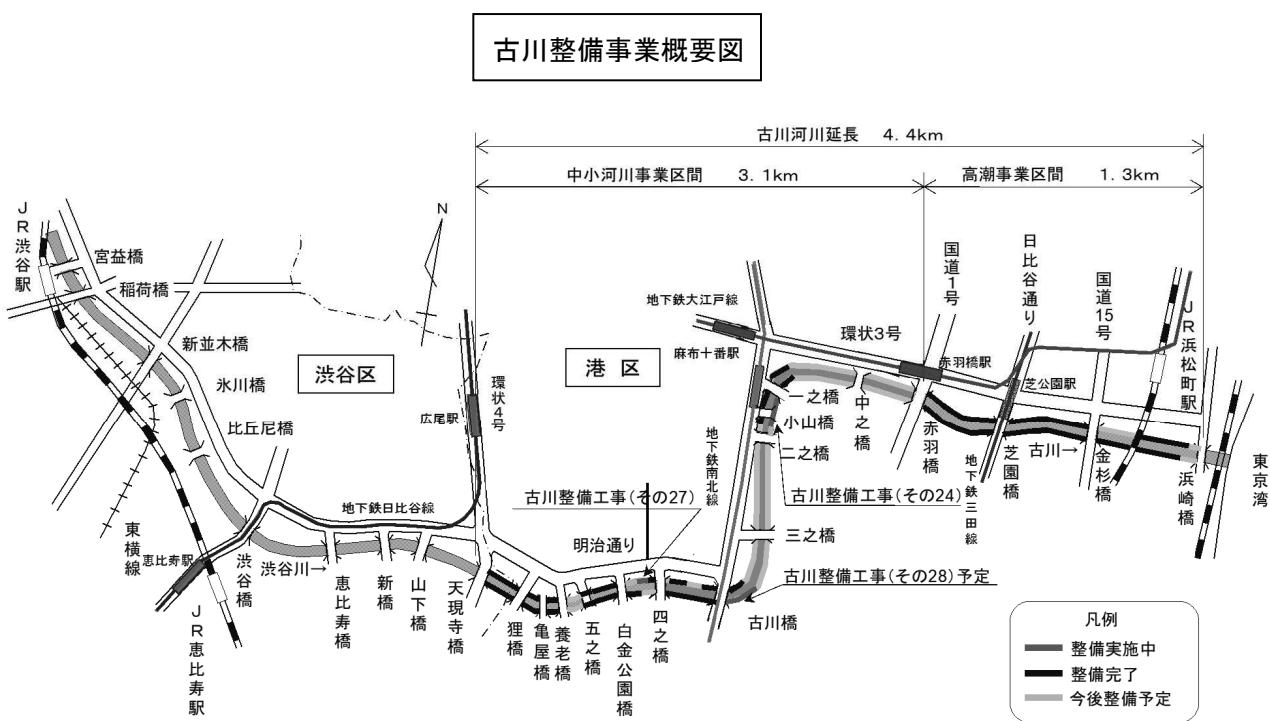
拠点整備後、平成19年度から護岸沿いに緑地帯のある箇所等の施工可能な区間の整備を進めるとともに、古川地下調節池取水部までの導水路となる狸橋から五之橋について優先して整備をしてきた。

今後は、四之橋～白金公園橋区間、三之橋～古川橋区間、三田小山町西地区市街地再開発事業区間の護岸整備を進めていく。

護岸の整備方法は、以下の断面図に示すように、主に「現況位置施工」と「前出護岸施工」の2通りとなる。

「現況位置施工」は、公園、道路等の公有地や再開発地区を利用し、現在の護岸の法線をほぼ変えないで新しい護岸を構築する方法である。

「前出護岸施工」は、護岸際まで近接して建物がある等で、古い護岸の前（河道内）に新しい護岸を構築する方法である。



(2) 古川地下調節池（中小河川整備費）

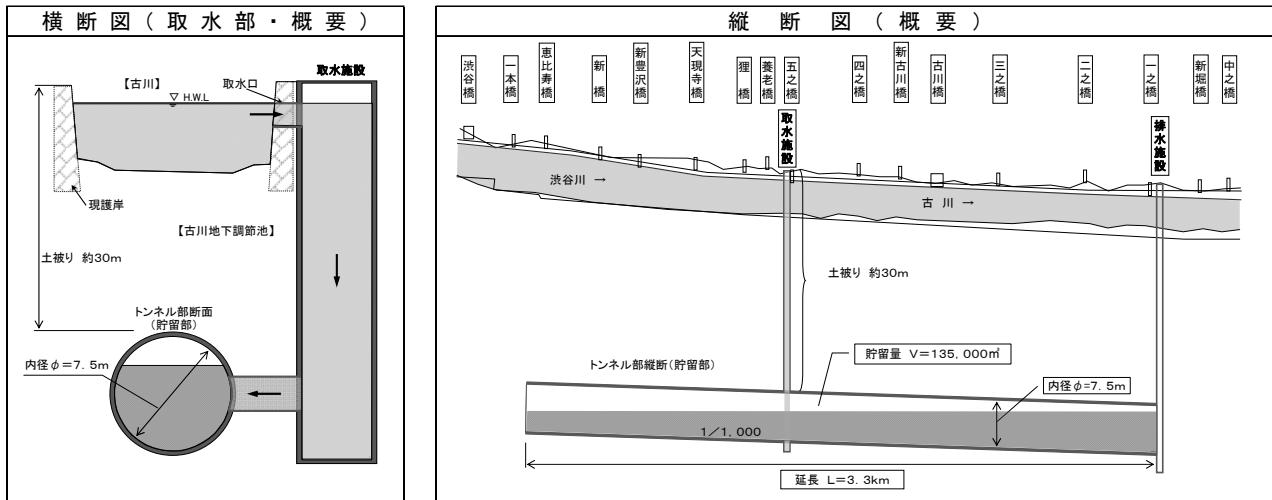
古川地下調節池は、水害の頻発する古川中流域の安全性を早期に向上させることを目的に、古川の河床下約30mの地中部に、内径7.5m、延長3.3km、貯留量13.5万m³のトンネル式の地下調節池を整備したものである。平成21年度から工事に着手し、平成27年度末から取水を開始、平成29年度に完成した。令和6年度に約5万m³の川の水を取水し、その結果、溢水による被害は発生することなく整備効果が確認された。

古川の近年の主な水害

年 月 日	原 因	浸水面積(ha)	被害棟数(棟)	
			床 下	床 上
平成11年 8月 29日	集中豪雨	15. 6	334	293
平成12年 7月 3日	集中豪雨	1. 1	34	8
平成12年 7月 4日	集中豪雨	1. 9	161	60
平成16年10月 9日	台風22号	0. 5	20	15
平成16年10月20日	台風23号	0. 6	32	14
平成17年 5月 23日	集中豪雨	0. 5	12	1
平成17年 9月 4日	集中豪雨	0. 1	5	3
平成17年 9月 11日	集中豪雨	0. 4	16	15

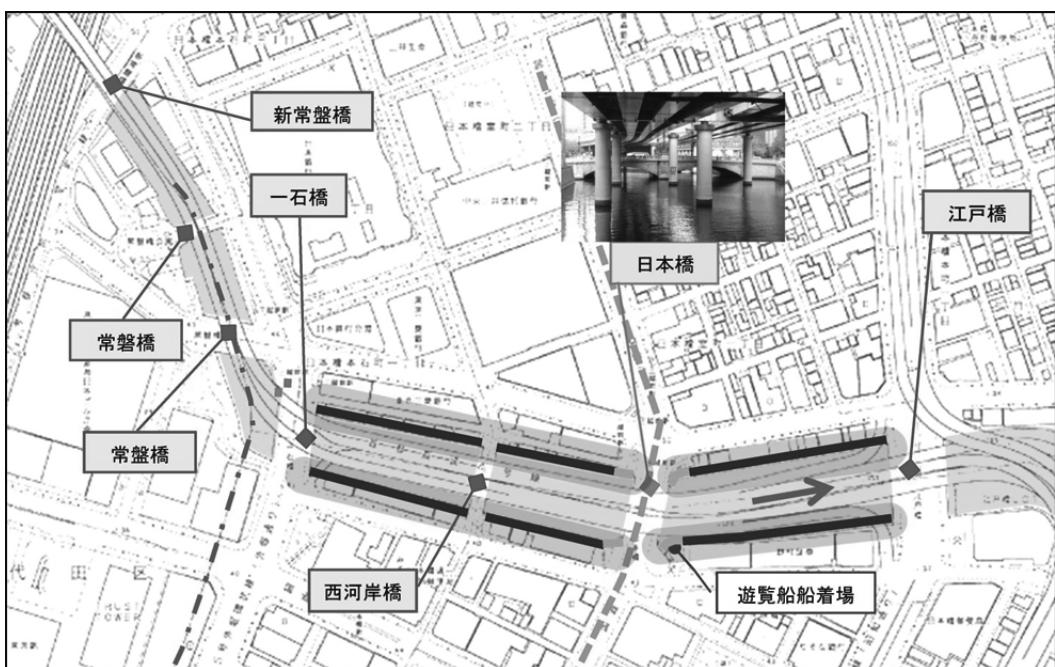
古川地下調節池の位置図、横断図、縦断図



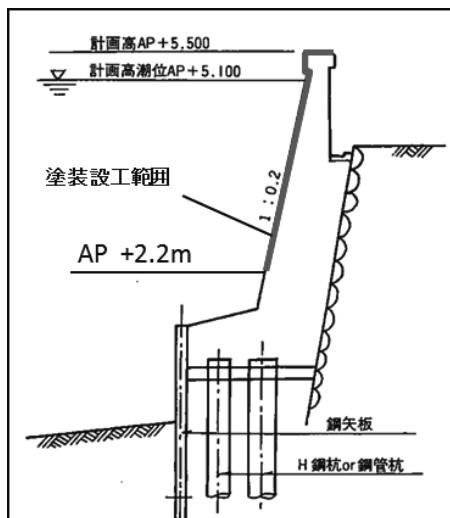


(3) 日本橋川・神田川景観形成事業(高潮防御施設費)

日本橋川・神田川は、コンクリートの打放しによる防潮堤は俗にカミソリ堤防と呼ばれ、無機質な景観を作り出している。先の東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、東京にふさわしい都市景観を創出するため、神田川は昌平橋から和泉橋までの約500m、日本橋川は江戸橋から一石橋までの約400mの区間について、良好な河川景観形成を目的に護岸修景工事を実施した。神田川については、現存する旧護岸が安山岩であることから、修景方法として安山岩の自然石パネルの設置を選定し、平成29年度から令和元年度に実施した。日本橋川においては、首都高地下化や周辺の都市開発により護岸の再整備が予想されたため、修景方法として自然石風塗装を選定し、平成30年度から令和元年度に実施した。



日本橋川平面図



標準断面図



修景後

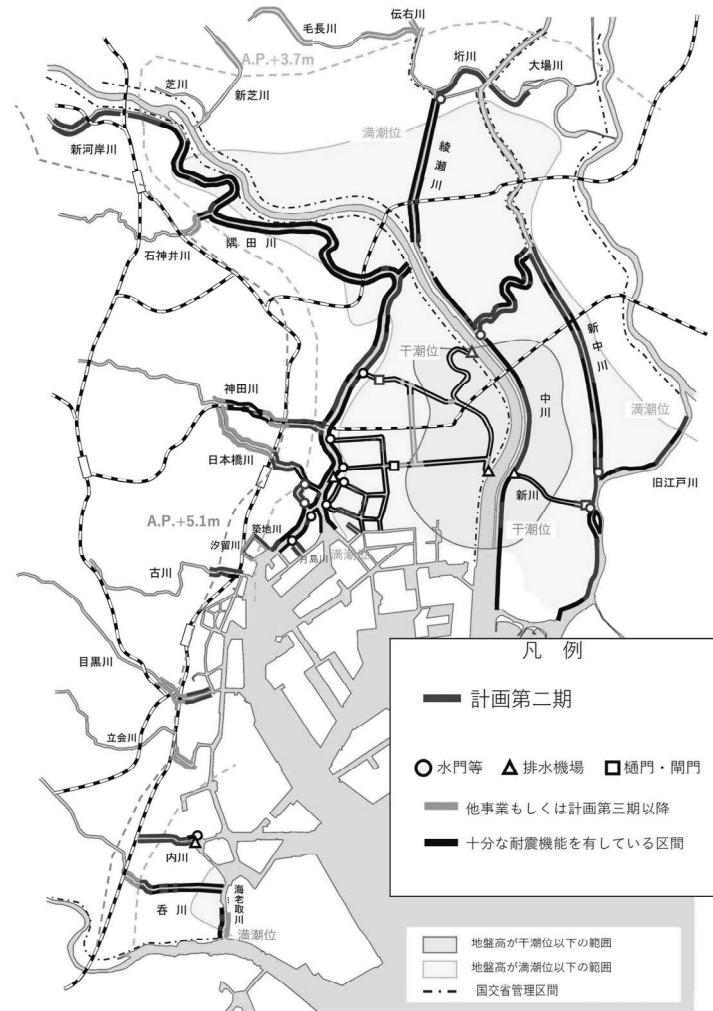
(4) 東部低地帯の河川施設整備計画事業（高潮防御施設費）

平成23年の東日本大震災を契機として、想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し津波等による浸水被害を防止することを目的とした耐震・耐水対策を平成24年度より実施している。

第一期計画では、当所は日本橋川の河口から茅場橋までの防潮堤の耐震対策を、平成26年度から事業に着手し、令和4年度に完了している。

第二期計画の当所管内対象河川及び施設では、汐留川を除く隅田川、神田川、日本橋川、亀島川、月島川、築地川、古川の7河川及び施設が対象となっており、当所では亀島川、古川の2河川の耐震対策を令和4年度から事業着手している。令和6年度から亀島川左岸（高橋～亀島橋）、古川右岸（将監橋～芝園橋）において工事着手している。

その他の河川及び施設は、江東治水事務所で耐震耐水対策を実施する。



対象施設図(令和3年11月末時点)

(5) テラス整備事業（高潮防御施設費）

隅田川の水辺利用の促進を図るため、耐震対策のためのテラス（根固め）工事を実施し、その後テラス修景を行っている。テラス部は、将来的にスーパー堤防等整備事業の根固め部となるものである。

当所管内では、勝鬨橋右岸橋下の上下流を令和4年度に工事着手し令和5年度に完了、浜前水門上流左岸を令和5年度に工事着手し、この区間が完了すれば当所管内における当所が施工するテラス工事は完了する。

(6) 防災船着場付帯施設整備事業（高潮防御施設費）

平成28年に改定された「防災船着場整備計画」において、防災船着場の新たな機能確保として、照明施設、サイン等案内施設、坂路（スロープ）を防災船着場の付帯施設と位置付けられた。

令和2年9月の「防災船着場付帯施設ガイドライン」により、付帯施設は災害時における傷病者、物資、避難者等の輸送に必要な機能と防災船着場の周知のために必要な機能を確保するものに位置付けられた。

当所管内の隅田川には、明石町、新川、箱崎町、浜町の4箇所に防災船着場が設置済みで、当所で維

持管理をしており、防災船着場の付帯施設の詳細設計を令和3年度から進めている。明石町および浜町においては令和5年度から工事着手し、箱崎町および新川においては令和6年度から工事着手している。

3 河川の維持

(1) 維持事業

当所において直接維持事業を行っている河川は、隅田川の中央区の区間(河川しゅんせつ事業及び水面清掃事業を除く)であり、防潮堤、テラス、管理用通路等の河川管理施設の維持補修工事や清掃等を行っている。

また、その他の河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき特別区が維持管理を行っている。

(2) 河川しゅんせつ事業

都内の低地を流れる感潮河川等は、流速が緩慢であるため汚濁物質が長時間滞留し、沈殿堆積しているところが多い。また、底泥の堆積は、河道断面積を狭め、治水上はもとより舟航にも大きな影響を及ぼす場合がある。

当所では、水質汚濁、悪臭発生の原因ともなっている堆積した底泥を除去して、河川の浄化を図り生活環境を改善するとともに、舟航に必要な水深と河道断面積を確保するため、隅田川、新河岸川など区部(17区)の28河川、総延長約130kmを対象に、しゅんせつ事業を実施している。

この事業は「未来の東京」戦略～3か年のアクションプラン～に基づき実施している。また、防災船着場の機能を維持するためのしゅんせつも実施している。

令和6年度は、隅田川、新河岸川など4河川6箇所で、土量約83,000立方メートルのしゅんせつを実施した。

令和7年度は、隅田川、新河岸川など2河川4箇所で、土量約81,000立方メートルのしゅんせつを実施する予定である。

なお、しゅんせつ土砂の処分先は、港湾局東京港管理事務所制定の「しゅんせつ土砂処分要領」に基づき、新海面処分場Fブロック沖の汚濁防止枠付土砂送泥船「第二てんゆう」に直接投下している。

(3) 河川水面清掃事業

この事業は、河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、河川水面に浮遊する草木、プラスチック容器・ペットボトル等の廃棄物、死魚、動物死骸等を収集、運搬、処分している。

作業は、清掃船が航行可能な隅田川や神田川等、区部の5つの建設事務所、13の特別区が管理する29河川、延長約109kmを対象に行われている。

機械式清掃船（8隻）、手作業式清掃船（1隻）、小型手作業式清掃船（2隻）、運搬船（1隻）、台船（9隻）の計21隻の船舶により、原則、年末年始を除く月曜日から土曜日まで作業河川のローテーションを組んで毎日実施している。

なお、本事業は、一元的な執行体制で河川管理を行い、河川管理の効率化を図るため、平成17年4月1日に環境局から建設局に移管され、当所が実施している。

4 河川の管理

管内河川のうち、当所が直接管理する河川は隅田川のみである。右岸側は、①中央区築地五丁目（築地川合流点）から東日本橋二丁目（神田川合流点）までと、②中央区佃三丁目から佃二丁目（相生橋下流約240m）まで、また、左岸側は、中央区勝どき三丁目（浜前水門上流端）から佃二丁目までであり、その河心延長は約5.7kmとなっている。

その他の管内の河川及び公有水面は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区が管理を行っている。

河川管理の目的は、洪水・高潮等による災害の発生防止、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持等を総合的に管理することにある。このため、河川法に基づく河川区域内の占用・使用許可承認、河川監察等を業務としている。

平成5年頃からホームレスの起居テント等が目立つようになった隅田川のテラス空間において、地元区（福祉）や所轄警察署（防犯）と合同で行った「ホームレス対策特別清掃」の定期実施に合わせて、放置テント等を撤去してきた。

平成19年2月から同年7月の間には、東京都及び中央区の福祉連携施策（ホームレス支援対策）である「ホームレス地域生活移行支援事業」を実施した結果、現在では、起居状態が解消するなど著しく機能回復を図ることができた。

現在まで、職員の巡回監視業務やテラス巡回警備業務委託の活用により、ホームレスの起居再発

防止や不適正利用に対する是正指導などを実施し、テラス利用者の安全と快適な河川環境の保全に努めている。

また、勝鬨橋から両国橋間においては、地域住民と協働して花壇づくりや草花の手入れ、清掃を行っており、潤いのある水辺環境を創出している。

現在までの経緯は、以下のとおりである。

○平成 13 年 箱四町会（現・隅田川さくらの会）が隅田川大橋テラスで活動開始

○平成 16 年 中央区立日本橋中学校と花壇管理の覚書締結

勝鬨橋テラスで住民による花壇作りの試行

○平成 17 年 さつき会が勝鬨橋付近テラスで“花守”さん支援講座と花植開始

中洲あやめ会（現・中洲花守会）が清洲橋テラスで活動開始

○平成 18 年 新川二丁目越一婦人会と“花守”的覚書締結

○平成 20 年 中央区立福祉センターと“花守”的覚書締結

○平成 21 年 明石小学校、明石町保育園と“花守”的覚書締結

○平成 22 年 有馬幼稚園、明石幼稚園、株式会社グローバルキッズ水天宮前園、

浜松保育園、鉄砲洲ガーデンの会と“花守”的覚書締結

○平成 23 月 隅田川・神田花の会と“花守”的覚書締結

このほか、隅田川テラスにおける河川の多様な利用の促進、人々の活き活きとした交流や賑わいの創出、魅力的な河川空間の創出のため、テレビドラマ等の撮影や地域住民によるイベントや祭りに対して「テラス護岸等一日利用制度」を活用し、利用の許可を行っている。

平成 21 年度においては浜町公園付近における隅田川テラスにて「隅田川テラスギャラリー」を設置した。これは、防潮堤を活用し、地域との連携によって、歴史的かつ芸術的な水辺空間を整備することを目的とし、以下の 3 点に重点を置き整備を行った。

- ① 日本橋地域の街並みなどの錦絵を展示し、現在との変遷を感じさせる内容とする。
- ② 近隣の小中学校の児童生徒の作品を展示することで、地域との繋がりを強固なものとする。
- ③ 壁面を伝統色で塗装することでテラスを明るくするとともに、ギャラリーに一体感を持たせ、対岸や水上バスなどからも楽しめる内容とする。

事業の効果として、本件地におけるテラスの賑わいの創出や、河川環境の向上が図られた。

なお、河川占用許可件数等は、次のとおりである。

令和6年度河川占用許可・承認処理件数

土地の占用を主とするもの(24条)		工作物の設置を主とするもの(26条)	
目的	件数	目的	件数
公園・緑地	14	住居・倉庫	2
運動場	0	坂路	0
採草地	0	堰	0
田畠	0	樋門・樋管・排水管	7
ゴルフ場	0	橋梁	14
自動車練習場	0	埋設物(ガス管、ケーブル管)	28
船舶係留施設	8	電柱・鉄塔	0
その他	124	工事用詰所・事務所	0
		その他(橋梁添架、架空線)	63
計	146	計	114

※その他の許可件数

土地掘削等(27条)	1 件
自費工事(20条)	1 件
河川保全区域内行為(55条)	10 件

占用料調定額(千円)	229,908
------------	---------

令和6年度隅田川テラス特別清掃実施回数

区域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
両国橋～清洲橋	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

5 水防業務

洪水や高潮から都民の生命、財産を守るため、都及び水防管理団体が行う水防活動は、水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

東京都地域防災計画の一環として、毎年、水防法に基づく「東京都水防計画」が策定されており、これを受けて、当所においても所管区域の洪水、高潮又は津波による水害に対処するため、毎年、本計画の管内における実施要綱として「地域水防活動の手引き」を策定している。

特別区は、水防管理団体として、その区域内における水防を十分に果たす責任を有しており、都は、水防管理団体の行う水防が十分に行われるよう情報連絡や技術支援等をする責任を有している。

このため、管内の水防活動が十分に行われるよう、「東京都水防計画」及び「地域水防活動の手引き」の関係機関等への周知徹底を図るとともに、水防管理団体である特別区の他、警察や消防等の関係機関と意見調整を行うことを目的として、毎年、水防月間の5月に管内の水防管理団体、関係機関等の出席のもと所の水防連絡会を開催している。

また、災害時等において、水防管理団体との通信及び連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、専用の通信施設や連絡施設を整備するとともに、排水ポンプ車の配備や水防倉庫に水防資器材を常時備蓄するなど水害の軽減に万全を期している。

6 減災協議会

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日施行され、水防法第15条10に基づき「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」が設置された。同協議会規約5条に基づき、東京都第一建設事務所管内の実情に応じた減災に向けた取組の検討及び情報共有を行うため、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会 東京都第一建設事務所幹事会」を設置し、第一回幹事会を平成30年5月より実施している。

幹事会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について、「東京都第一建設事務所管内河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」として取りまとめを行っている。

なお、取組方針については、令和6年5月に開催された減災協議会で改定が承認されている。

付表

1	各課別事業計画	
(1)	用地課	67 頁
(2)	工事課（道路）	67
(3)	工事課（河川）	68
(4)	補修課	69
2	各課別事業費の推移	
(1)	用地課	70
(2)	工事課（道路）	70
(3)	工事課（河川）	71
(4)	補修課	71
3	管内道路の区別・管理者別概要	72
4	管内都道一覧表	73
5	管理橋りょう一覧表	75
6	地下道路施設一覧表	78
7	道路附属設備管理現況	79
8	共同溝管理規模現況	79
9	道路附属物管理規模現況	79
10	都市計画事業の事業告示一覧表	80
11	しゅんせつ対象河川一覧表	81
12	河川水面清掃対象河川一覧表	82
13	船舶一覧表	83
14	事務所等所在地一覧表	84
15	所管施設一覧表	84
	事務所・工区案内図	85

1 各課別事業計画

(1) 用地課

事業名	路線名	箇所	規模
街路事業	放射第21号線(虎ノ門)	港区虎ノ門一丁目～西新橋三丁目	138.0m ² 0棟
	環状第1号線(九段)	千代田区九段南一丁目～一ツ橋一丁目	26.0m ² 0棟
	環状第4号線(港南)	港区高輪三丁目～港南二丁目	0.0m ² 0棟
	環状第4号線(白金台)	港区白金台二丁目～白金台三丁目	566.0m ² 8棟
	補助第4号線(乃木坂)	港区六本木七丁目～赤坂八丁目	20.0m ² 0棟
	補助第11号線(白金)	港区白金一丁目～白金二丁目	20.0m ² 1棟
	補助第11号線(白金Ⅱ期)	港区白金二丁目～白金六丁目	719.0m ² 20棟

(2) 工事課(道路)

事業名	路線名	工事箇所	工種	規模	備考
街路整備	環状第1号線(九段)	千代田区九段南一	事業地管理工事 補償代行工事	1箇所 1箇所	九段第3合同 序舎 稚子橋集積所
	環状第2号線(築地)	中央区築地五	電気設備工事	1式	
		中央区晴海五～築地五	橋梁補修工事	1式	
		中央区築地五～虎ノ門一	トンネル補修工事	1式	
	環状第4号線(港南・高輪)	港区港南一丁目	橋梁下部工事 けた製作工事	3基 一式	
	補助第4号線(乃木坂)	港区南青山一	排水管及び電線共同溝設置	500m	
	補助第11号線(白金)	港区白金二	排水管及び電線共同溝設置	100m	
橋梁整備	高浜橋	港区芝浦四～港南一	旧橋橋脚基礎杭撤去 仮橋撤去及び護岸復旧	1式 1式	

(3) 工事課(河川)

事業名	河川名	工事箇所	工種	規模	備考
中小河川整備事業	古川	港区三田一丁目地内	護岸	約200m	その24
		港区南麻布三丁目地内	護岸	約50m	その27
		港区三田五丁目地内	護岸	約50m	その28
テラス整備事業	隅田川	中央区勝どき三丁目地内	照明工事	約170m	浜前水門上流
耐震対策事業	古川	港区芝二丁目地内	耐震補強	約250m	その201
	亀島川	中央区新川二丁目地内	耐震補強	約110m	その201
防災船着場付帯施設整備事業	隅田川	中央区明石町地内	照明工	約710m	防災船着場(明石町)
		中央区日本橋浜町二丁目～同区東日本橋二丁目地内	スロープ工 照明工	1箇所 約430m	防災船着場(浜町)
		中央区新川二丁目～同区新川一丁目地内	照明工	約450m	防災船着場(新川)
		中央区日本橋箱崎町～同区日本橋中洲地内	スロープ工 照明工	2箇所 約450m	防災船着場(箱崎町)
河川防災事業	隅田川	中央区月島三丁目地内～同区月島一丁目地内	補修	約440m	被覆コンクリート その8
		中央区佃二丁目地内～同区佃三丁目地内	補修	約430m	被覆コンクリート その9
河川 しゅんせつ 事業	隅田川	足立区新田一丁目～北区神谷三丁目	しゅんせつ	土量 約21,000m ³	6-3 (R6・R7債務(ゼロ都))
		足立区小台一丁目～荒川区西尾久三丁目	"	土量 約17,000m ³	7-1
		足立区小台一丁目～荒川区西尾久三丁目	"	土量 約24,000m ³	7-2
		墨田区堤通二丁目～荒川区南千住八丁目	"	土量 約0m ³	7-3 (R7・R8債務(ゼロ都))
		北区浮間五丁目～板橋区東坂下二丁目	"	土量 約19,000m ³	7-1

(4) 補修課

事業名	路線名	工事箇所	工種	規模	備考
路面補修	主要地方道402号 錦町有楽町線	千代田区大手町二丁目 ～大手町一丁目	車道切削カバー	延長 450m 幅員 12.7m	遮熱性舗装
	特例都道418号 (外苑西通り)	港区白金台四丁目 ～白金台五丁目	車道切削カバー	延長 350m 幅員 13.4m	遮熱性舗装
	特例都道415号 高輪麻布線	港区六本木一丁目	車道切削カバー	延長 250m 幅員 12.0m	低騒音舗装
	特例都道404号 皇居前東京停車場線	千代田区丸の内一丁目～二丁目	車道切削カバー	延長 200m 幅員 29.0m	保水性舗装
	特例都道407号 (江戸通り)	中央区日本橋本石町四丁目 ～日本橋室町三丁目	車道切削カバー	延長 250m 幅員 16.8m	保水性舗装
橋梁整備	勝鬨橋	中央区築地六丁目 ～勝どき1丁目	塗装	橋長 246m	
	一ツ橋	千代田区一ツ橋二丁目	塗装	橋長 16m	
橋梁維持	霞ヶ関 歩道橋	千代田区霞が関三丁目	塗装	面積 805m ²	
	銀東一 歩道橋	中央区銀座一丁目	塗装	面積 1187m ²	
施設維持	特例都道405号 (環二通り)	中央区築地五丁目地内～ 港区虎ノ門一丁目地内	換気設備整備	延長 999.8m	築地虎ノ門トン ネル
	特例都道415号 (麻布通り)	港区南麻布一丁目～ 白金一丁目	共同溝設備改修	延長 1,131m	港共同溝
	特例都道409号 (日比谷通り)	千代田区日比谷公園～ 港区芝五丁目	共同溝設備改修	延長 3,143m	芝共同溝
電線類地中化	一般国道130号	港区芝浦一丁目～ 芝一丁目	道路復旧	延長 322.03m	
	特例都道418号 外苑西通り	港区西麻布二丁目～ 南青山二丁目	電線共同溝本体 設置	延長 559.60m	
	特例都道473号	中央区佃一丁目	電線共同溝 詳細設計	延長 205.50m	
シンボルロード 整備	特例都道401号 (内堀通り)	千代田区三番町	歩道舗装	面積 260m ²	
	特例都道412号 (六本木通り)	港区赤坂二丁目～ 港区赤坂一丁目	歩道舗装	面積 1,600m ²	
東京ストリート ヒューマン1st 事業	主要地方道301号 白山祝田田町線	港区芝公園三丁目～ 東麻布一丁目	照明設置	25基	
	主要地方道319号 (環状三号線)	港区芝公園四丁目地内	照明設置	20基	
街路樹	特例都道402号 (錦町有楽町線)	一建管内緑化路線	街路樹診断	207本	
	特例都道403号 (本郷通り)	一建管内緑化路線	街路樹診断	197本	
	特例都道412号 (六本木通り)	一建管内緑化路線	街路樹診断	290本	
	特例都道415号 (麻布通り)	一建管内緑化路線	街路樹診断	206本	
	特例都道418号 (外苑西通り)	一建管内緑化路線	街路樹診断	326本	

2 各課別事業費の推移

(1) 用地課

(単位:千円)

年 度	用 地 費		補 償 費		金 額	備 考
	規 模	金 額	規 模	金 額		
令和2年度	3,274m ²	20,543,169	5棟	944,748	21,487,917	
令和3年度	1,815m ²	11,915,533	2棟	1,141,567	13,057,100	
令和4年度	903m ²	5,365,493	2棟	1,271,566	6,637,059	
令和5年度	910m ²	4,227,156	7棟	4,640,376	8,867,532	
令和6年度	1,384m ²	5,560,069	7棟	4,391,905	9,951,974	
令和7年度 (計画)	1,489m ²	5,375,000	29棟	952,000	6,327,000	執行目標額

(注) 実績は契約ベース

(2) 工事課(道路)

(単位:千円)

事業名 年 度	街路整備 事 業	事 費	橋梁整備 事 業	事 費	道 路 整 備 事 業	費	交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	施 費	道 路 補 修 事 業	事 費	計
令和2年度	2,120,800		599,700		0		211,500		320,000		3,252,000
令和3年度	4,406,450		224,435		0		240,300		0		4,871,185
令和4年度	2,602,842		394,060		0		162,105		0		3,159,007
令和5年度	3,857,109		190,678		0		52,846		0		5,245,720
令和6年度	7,921,515		631,204		0		190,924		0		8,743,643
令和7年度 (計画)	7,820,500		613,000		0		67,300		0		8,500,800

(3)工事課(河川)

(単位:千円)

実施年度	河川維持費	河川防災費	河川環境整備費	中小河川整備費	高潮防禦施設費	その他	計
令和2年度	525,385	270,884	1,825,703	1,593,422	1,177,740	0	5,393,134
令和3年度	629,415	39,747	850,139	421,185	1,116,550	0	3,057,036
令和4年度	645,634	203,791	549,819	764,065	712,320	0	2,875,629
令和5年度	574,785	77,788	422,168	335,439	1,120,524	0	2,530,703
令和6年度	659,517	122,706	690,011	551,013	1,284,835	0	3,308,081
令和7年度 (計画)	774,000	220,000	668,000	1,207,470	1,379,300	0	4,248,770

(4)補修課

(単位:千円)

実施年度	道路維持費	橋梁維持費	道路補修費	交通安全施設費	橋梁整備費	その他	計
令和2年度	1,880,577	286,351	2,986,610	2,405,600	3,219,900	0	10,779,038
令和3年度	1,835,172	357,076	2,546,308	1,174,203	2,250,100	0	8,221,169
令和4年度	2,029,528	375,851	2,452,789	1,148,464	2,266,015	0	8,272,647
令和5年度	2,368,167	347,351	3,041,060	1,133,510	2,323,061	0	8,272,647
令和6年度	2,333,204	379,557	3,337,492	1,471,461	2,277,172	0	9,798,886
令和7年度 (計画)	2,692,720	427,384	3,435,193	1,405,058	2,047,007	0	10,007,362

(道路維持費は就業促進費、交通安全施設費は観光振興費を含む)

3 管内道路の区別・管理者別概要

(令和6年4月1日現在)

区分	国 道 (指 定 区 間)	国 道 (指 定 区 間 外)	都 道	区 道	自動車専用道	合 計	道 路 (%)
	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	
	面積(m ²)	面積(m ²)	面積(m ²)	面積(m ²)	面積(m ²)	面積(m ²)	
千代田区	10,279	0	25,084	130,407	9,958	175,728	23.9
	399,747	0	838,479	1,317,372	234,063	2,789,661	
中央区	5,151	0	21,822	156,461	11,841	195,275	29.9
	161,904	0	841,443	1,721,465	325,910	3,050,722	
港区	15,135	480	49,316	220,753	20,207	305,891	22.2
	545,487	14,309	1,615,132	1,859,281	485,921	4,520,130	
管内計	30,565	480	96,222	507,621	42,006	676,894	24.5
	1,107,138	14,309	3,295,054	4,898,118	1,045,894	10,360,513	
区部計	170,363	17,889	882,180	10,736,011	217,140	12,023,583	16.7
	5,613,147	452,409	21,454,191	71,189,264	6,010,499	104,719,510	

(注)自動車専用道路……首都高速道路株が管理する自動車専用道路

道路率………行政面積に占める道路面積の割合(道路面積÷行政面積)

4 管内都道一覧表

(令和6年4月1日現在)

道 路 種 別	整 理 番 号	路 線 名	管 内				通 道 路 名	都 市 計 画 路 線 名
			起 点	終 点	延 長 m	面 積 m ²		
国 道	130	国道130号	東京港	港区芝一丁目	480	14,309		補196
主 要 地 方 道	8	千代田練馬 田無	千代田区 九段北一丁目	千代田区 飯田橋三丁目	929	26,696	目白通り	放7
	10	東京浦安	中央区 日本橋一丁目	江東区 永代一丁目	1,514	54,139	永代通り	放16
	50	東京市川	中央区 銀座八丁目	江東区 新大橋一丁目	4,004	143,186	新大橋通り	放31
	301	白山祝田田 町	文京区 本郷一丁目	港区 三田三丁目	5,954	195,699	内堀通り 白山通り	放9、放21、 環1
	302	新宿両国	新宿区 市谷田町一丁目	中央区日本橋 馬喰町一丁目	4,458	157,639	靖国通り	放6、放15、 環1
	304	日比谷豊洲 埠頭東雲町	千代田区 有楽町一丁目	江東区 豊洲二丁目	4,703	198,471	晴海通り	放34
	305	芝新宿王子	港区白金二丁目	港区白金五丁目	1,072	12,074		補11
	312	白金台町等 々力	港区白金台一丁目	港区 白金台五丁目	1,422	27,576	目黒通り	放3
	316	日本橋芝浦 大森	中央区日本橋本 町三丁目	品川区 東品川二丁目	11,141	453,936	昭和通り 海岸通り 旧海岸通り	放12、放18 放 19、補146
	319	環状三号	港区芝公園四丁目	港区元赤坂二丁目	6,596	188,461	外苑東通り	環3、補4
小			計	10 路線	41,793	1,457,877		
特 例 都 道	401	麹町竹平	千代田区 麹町一丁目	千代田区 一ツ橋一丁目	2,049	60,928	内堀通り	環1
	402	錦町有楽町	千代田区 神田錦町三丁目	千代田区 有楽町二丁目	2,549	70,112		補94、補96
	403	大手町湯島	千代田区 大手町一丁目	文京区 湯島一丁目	1,822	61,135	日比谷通り 本郷通り 永代通り	放10
	404	皇居前東京 停車場	千代田区 皇居外苑	千代田区 丸の内二丁目	364	26,514		補197
	405	外濠環状	港区 新橋一丁目	港区 新橋二丁目	8,370	302,728	外堀通り	環2、補96-1補 96、補94
	406	皇居前鍛冶 橋	千代田区 皇居外苑	千代田区 丸の内三丁目	760	31,965		補101
	407	丸の内室町	千代田区 丸の内二丁目	中央区 日本橋室町三丁目	1,758	49,181	江戸通り	補97、補98、補 99
	408	八重洲宝町	中央区 八重洲一丁目	中央区 京橋一丁目	366	16,203		放33
	409	日比谷芝浦	千代田区 有楽町一丁目	港区 芝浦三丁目	3,612	120,324	日比谷通り	放19、放20、補 147

道 路 種 別	整 理 番 号	路 線 名	管 内					通 道 路 名	都 市 計 画 路 線 名
			起 点	終 点	延 長 m	面 積 m ²			
特 例 都 道	412	霞ヶ関渋谷	千代田区 霞が関二丁目	港区 南青山六丁目	4,095	182,183	六本木通り	放1、放22	
	413	赤坂杉並	港区赤坂 二丁目	渋谷区 神宮前四丁目	3,262	61,168		補5、補194	
	414	四谷角筈	新宿区 若葉一丁目	新宿区 霞ヶ丘町	2,163	50,347		補56	
	415	高輪麻布	港区高輪 二丁目	港区 六本木一丁目	3,469	118,213		放1、補13	
	416	古川橋二子 玉川	港区 南麻布二丁目	港区 南麻布四丁目	1,177	33,276	明治通り	補8	
	418	北品川四谷	港区 白金台五丁目	渋谷区 神宮前三丁目	3,557	86,820	外苑西通り	環4	
	437	秋葉原雑司 ヶ谷	千代田区 外神田一丁目	台東区 上野三丁目	815	30,780	中央通り	放28	
	452	神田白山	千代田区 外神田二丁目	台東区 上野一丁目	589	13,371		補94	
	463	上野月島	江東区 越中島一丁目	中央区 勝どき一丁目	2,394	77,399	清澄通り	補110、補305	
	473	新富晴海	中央区 新富二丁目	中央区 晴海一丁目	2,012	84,775		補153	
	474	浜町北砂町	中央区 日本橋浜町三丁目	江東区 清澄一丁目	567	14,896	清洲橋通り	補111	
	475	永代葛西橋	江東区 佐賀一丁目	中央区 日本橋箱崎町	614	21,836		補112	
	480	品川埠頭	港区 港南一丁目	港区 港南五丁目	1,608	67,048		補16	
	481	新橋日の出 ふ頭	港区 新橋二丁目	港区 海岸二丁目	2,904	135,008		補313、 港区街1・2	
	482	台場青海	港区 台場一丁目	品川区東八潮	1,246	51,948		補298	
中央官衙176号			千代田区 霞が関二丁目	千代田区 永田町一丁目	1,145	35,193		中官衙1	
中央官衙247号			千代田区 霞が関二丁目	千代田区 永田町一丁目	637	24,600		中官衙6	
中央官衙255号			千代田区 永田町二丁目	港区 赤坂二丁目	525	9,226		補21、補22	
中央官衙257号			千代田区 永田町一丁目	港区 赤坂一丁目	—	—		放4	
小			計	28路線	54,429	1,837,177			
都 道				計	38路線	96,222	3,295,054		
管 理 道 路				合 計	39路線	96,702	3,309,363		

※中央官衙257号については一般国道246号と全線重用

5 管理橋りょう一覧表

橋名	橋名	路線名	箇所	橋長 (m)	有効幅員 (m)	総幅員 (m)	橋面積 (m ²)	架設年度年 月	備考	
					車道 (m)	歩道 (m)	計 (m)	元 号		
鎌倉橋	カマクラハシ	錦町有楽町線	特402 千代田区内神田1～大手町1	30.18	16.60	2.70	22.98	693.4	昭和	4
神田橋	カンドハシ	大手町田島線	特403 千代田区大手町1～神田1	36.70	22.00	5.50	33.00	34.00	1,247.8	昭和
昌平橋	ショウヒハシ	外濠環状線	特405 千代田区神田淡路町1～神田1	22.86	17.90	6.37	30.27	33.57	767.4	大正
新常盤橋	シンカワハシ	都庁前室町線	特407 千代田区大手町2～中央区日本橋本石町3	39.35	18.00	4.50	27.00	28.20	1,109.7	昭和
水道橋	スドウハシ	白山祝田町線	主301 千代田区三崎町1～文京区本郷1	24.90	33.50	8.60	47.70	51.00	1,269.9	昭和
聖橋	ヒジリハシ	大手町湯島線	特403 千代田区神田駿河台4～文京区湯島1	79.30	15.60	3.70	22.00	23.17	1,837.4	昭和
一ツ橋	ヒツハシ	白山祝田町線	主301 千代田区一ツ橋2～二ツ橋1	16.20	18.00	4.50	27.00	27.80	450.4	大正
姫橋	ヒメハシ	新宿両国線	主302 千代田区岩本町3～東神田2	13.40	24.00	6.00	35.70	36.00	482.3	昭和
大和橋	ヤマトハシ	新宿両国線	特405 中央区八重洲1～日本橋本石町1	60.80	10.00	4.00	14.00	14.90	905.9	昭和
一石橋(下り)	イチコクハシ(イホリ)	外濠環状線	特405 中央区八重洲1～日本橋本石町1	50.20	12.50	4.00	16.50	17.40	873.4	平成
一石橋(上り)	イチコクハシ(イホリ)	外濠環状線	主50 中央区築地2～新富2	34.93	21.00	5.50	32.00	34.00	1,187.6	昭和
入船橋	イフネハシ	東京市川線	主10 中央区新川1～江東区永代1	184.71	16.61	4.19	24.99	25.60	4,729.3	大正
永代橋	エイタイハシ	東京浦安線	主316 中央区日本橋本町1～日本橋1	62.94	32.00	6.00	44.00	45.41	2,858.5	昭和
江戸橋	エドハシ	日本橋芝浦大森線	主304 中央区築地6～勝鬨1	246.00	16.60	2.70	22.00	26.30	6,469.8	昭和
勝鬨橋	カゲキヤハシ	日比谷・豊洲埠頭東雲線	主50 中央区日本橋茅場町1	57.00	22.00	5.50	33.00	34.00	1,938.0	平成
茅場橋	カヤハシ	東京市川線	特474 中央区日本橋中洲～江東区清澄1	186.22	16.60	2.70	22.00	25.91	4,824.6	昭和
濱洲橋	キヨハシ	浜町北砂町線	主50 中央区日本橋浜町2～江東区新大橋1	170.00	14.00	5.00	24.00	30.50	5,185.0	昭和
新大橋	シンオカヒ	東京市川線	特475 中央区日本橋箱崎町～江東区佐賀1	210.30	14.00	6.75	27.50	30.00	6,309.0	昭和
隅田川大橋(本橋)	スダガリオオハシ(ホンキョウ)	永代西橋線	特475 中央区日本橋箱崎町～江東区佐賀1	181.42	14.00	0.00	14.00	16.00	2,902.7	昭和
隅田川大橋(取付)	スダガリオオハシ(トリヅケ)	永代西橋線	主10 中央区日本橋2～日本橋免町2	16.00	22.05	5.49	33.03	33.91	542.6	大正
千代田橋	チヨダハシ	東京浦安線	特463 中央区月島4～勝鬨1	43.65	28.50	3.75	36.00	36.80	1,606.3	昭和
月島橋	ツキシマハシ	上野月島線	特473 中央区湊3～月島1	220.00	18.80	3.20	25.20	26.00	5,720.0	昭和
佃大橋(本橋)	ツカダオカヒ(ホンリツ)	新富晴海線	特473 中央区湊2～月島1	256.25	20.60	0.00	20.60	21.50	7,443.8	昭和
佃大橋(取付)	ツカダオカヒ(ホンリツ)	新富晴海線	主304 中央区晴海1～豊洲2	172.80	6.75	3.00	9.75	10.75	1,857.6	昭和
春海橋(下り高架)	ハルミヤハシ(カタマリ)	日比谷・豊洲埠頭東雲線	主304 中央区晴海1～豊洲2	453.90	7.00	0.00	7.00	8.50	3,858.2	昭和
春海橋(上り)	ハルミヤハシ(ホリ)	日比谷・豊洲埠頭東雲線	主304 中央区晴海1～豊洲2	172.80	13.75	3.00	16.75	17.65	3,049.9	昭和
豊岸橋	ハラガハシ	東京浦安線	主10 中央区日本橋茅場町1～新川1	53.00	20.00	5.50	31.00	33.80	1,791.4	昭和
黎明橋	レイメイハシ	日比谷・豊洲埠頭東雲線	主304 中央区勝鬨2～晴海1	88.20	27.50	3.75	35.00	36.80	3,245.8	昭和
朝潮大橋	アサカオカヒ	新富晴海線	特473 中央区月島2～晴海1	240.00	23.00	3.50	30.00	35.30	8,472.0	平成
新月桂橋	シンザンリョウキョウ	新富晴海線	特473 中央区佃1～月島2	548.80	14.00	1.97	15.90	29.00	15,915.2	平成
中央大橋	チエカウオカヒ	上野月島線	特463 中央区新川1～佃2	210.70	11.00	6.50	24.00	25.00	5,267.5	平成
相生橋	アシカイハシ	上野月島線	特463 中央区佃2～江東区越中島2	149.10	23.00	4.00	31.00	36.80	5,486.9	平成
万年橋	マニエハシ	日比谷・豊洲埠頭東雲線	主304 中央区築地1～築地4	38.70	22.00	8.50	36.00	36.80	1,424.2	平成

橋名	橋名	路線名	路線番号	箇所	橋長(m)	有効幅員		橋面積(m ²)	架設年度	備考
						車道(m)	歩道(m)			
青山橋	アオヤハシ	赤坂杉並線	特413	港区南青山2~南青山4	131.15	9.00	2.85	14.70	15.60	昭和39年3月
霞町陸橋	カスチヨガキヨウ	霞ヶ関駿谷線	特412	港区西麻布1~西麻布2	159.00	13.00	0.00	13.00	14.40	昭和44年3月
港南大橋	コトナオハシ	品川埠頭線	特480	港区港南3~港南5	218.50	19.50	2.25	24.00	24.70	昭和52年3月
五色橋(下り)	ゴシキハシ(クダリ)	日本橋芝浦大森線	主316	港区海岸3~港南5	93.00	9.75	4.50	14.25	15.05	昭和37年2月
五色橋(上り)	ゴシキハシ(ホリ)	日本橋芝浦大森線	主316	港区海岸3~海岸2	93.00	9.75	4.50	14.25	15.05	昭和37年2月
潮路橋	シオノハシ	日本橋芝浦大森線	主316	港区芝浦2~芝浦3	59.60	9.00	3.00	15.00	15.70	昭和20年6月 架替事業中
芝潟橋	シハガタハシ	日本橋芝浦大森線	主316	港区芝浦2~芝浦3	35.50	21.00	2.55	26.10	27.00	昭和50年3月
芝園橋	シハツノハシ	日比谷芝浦線	特409	港区芝公園4~芝3	24.70	17.00	5.00	27.00	27.80	昭和60年3月
新港南橋	シンゴナンハシ	品川埠頭線	特480	港区港南1~港南4	72.00	20.50	3.50	27.50	30.00	昭和54年3月
新浜崎橋(下り)	シンハマサキハシ(クダリ)	新橋日の出埠頭	特481	港区海岸1~海岸2	58.00	5.75	2.50	8.25	9.25	昭和7年10月
新浜崎橋(上り)	シンハマサキハシ(ホリ)	新橋日の出埠頭	特481	港区海岸1~海岸2	58.00	5.75	2.50	8.25	9.25	昭和7年10月
高浜橋	タカハハシ	日本橋芝浦大森線	主316	港区芝浦4~港区東品川12	56.00	13.40	2.00	16.70	17.50	昭和39年3月 架替事業中
天王洲大橋(下り)	テンシウスオオハシ(クダリ)	日本橋芝浦大森線	主316	港区港南4~品川区東品川12	111.00	9.75	3.90	13.65	15.25	昭和38年5月
天王洲大橋(上り)	テンシウスオオハシ(ホリ)	日本橋芝浦大森線	主316	港区港南4~品川区東品川12	111.00	9.75	3.90	13.65	15.25	昭和38年5月
天王洲橋	テンシウスハシ	日本橋芝浦大森線	主316	港区港南2~品川区東品川11	78.80	18.50	3.00	24.50	25.80	昭和54年3月
土橋	トハシ	外濠環状線	特405	港区新橋~中央区銀座8	30.00	18.00	4.50	27.00	27.80	昭和2年1月
乃木坂陸橋	ノギザカハシ	環状三号線	主319	港区南青山1~赤坂9	29.80	19.50	2.75	25.00	26.00	昭和49年3月
浜崎橋	ハマザカハシ	日本橋芝浦大森線	主316	港区海岸1~海岸2	57.06	29.00	4.25	36.75	39.05	昭和35年5月
日の出橋(下り)	ヒノデハシ(クダリ)	日本橋芝浦大森線	主316	港区海岸2~海岸3	55.00	9.75	4.50	14.25	15.00	昭和36年8月
日の出橋(上り)	ヒノデハシ(ホリ)	日本橋芝浦大森線	主316	港区海岸2~海岸3	54.50	12.91	4.19	17.10	18.60	昭和34年5月
札の辻橋	フダハジハシ	日比谷芝浦線	特409	港区三田3~芝浦3	65.79	16.50	4.00	24.50	27.30	昭和18年3月
古川橋	フルカワハシ	高輪麻布線	特415	港区白金1~南麻布2	17.61	26.00	5.50	37.00	40.80	昭和43年6月
南青山陸橋	ミナミアオヤハシ(クダリ)	赤坂杉並線	特413	港区六本木7~南青山2	73.00	8.00	2.00	12.00	15.70	昭和8年3月
南浜橋	ミナミハマハシ	国道130号(指定区間外)	国130	港区六本木1	55.00	14.00	3.00	20.00	20.70	昭和47年3月 架替事業中
漢塙橋	モンシオハシ	日比谷芝浦線	特409	港区芝浦3	34.80	16.00	3.00	22.00	22.80	昭和44年3月
八千代橋	ヤチヨハシ	日本橋芝浦大森線	主316	港区芝浦3~芝浦4	26.90	19.00	3.00	24.80	25.60	昭和38年3月
六本木陸橋	ロクボンギリックハシ	環状三号線	主319	港区六本木7	56.90	14.00	0.00	14.00	17.30	昭和51年3月
築地大橋	ツジオオハシ	東京市川線	主50	中央区築地5~勝どき5	245.00	20.50	8.00	28.50	32.3~48.034	平成28年3月
勝どき陸橋	カチヨハシ	東京市川線	主50	中央区勝どき5~勝どき6	524.50	14.31	0.00	14.31	15.70	平成31年3月
黎明大橋	レイメイオオハシ	東京市川線	主50	中央区勝どき6~晴海3	94.50	25.12	9.00	34.12	37.70	昭和45年1月
晴海街路1号橋	ハルシガヨロコハシ	東京市川線	主50	中央区晴海3	19.50	28.70	9.00	37.70	38.98	昭和27年9月
晴海街路2号橋	ハルシガヨロコハシ	東京市川線	主50	中央区晴海5	33.00	21.00	9.00	30.00	32.00	昭和25年3月
66橋					7,234.22				176,729.5	

横断歩道橋

(令和7年4月1日)

歩道橋名	路線名	箇所	橋下状況	橋長m	橋面積m ²	架設年度	
青葉	アオハ	麹町竹平線	401 千代田区三番町6-14	内堀通り	44.1	81.6	昭和 45
青山一丁目	アオヤマイッショウメ	環状三号線	319 港区南青山1-1-4	外苑東通	48.9	82.0	昭和 43
赤坂八・九丁目	アカサカハチ、キユウショウメ	赤坂杉並線	413 港区赤坂9-3	赤坂杉並	50.3	85.7	昭和 44
麻布古川橋	アサフクルカワハシ	高輪麻布線	415 港区南麻布2-12	高輪麻布	56.5	106.4	昭和 43
飯田橋第二	イイダハシシイニ	千代田練馬田無線	8 千代田区飯田橋1-7	目白通り	52.0	94.8	昭和 45
江戸橋	エトハシ	日本橋芝浦大森線	316 中央区日本橋2-11-2	昭和通り	100.1	263.6	昭和 39
江戸橋南詰	エトハシミナミツメ	日本橋芝浦大森線	316 中央区日本橋1-10-1	昭和通り	87.8	166.3	昭和 43
御成門中学校前	オリミンチュウガハコウマエ	白山祝田町線	301 港区西新橋3-25-34	内堀通り	131.5	232.4	昭和 45
海岸一丁目	カイガシイッショウメ	新橋日の出ふ頭線	481 港区海岸1-1-1	区街2号線	55.4	227.6	平成 29
霞ヶ関	カスミガゼキ	外濠環状線	405 港区霞ヶ関3-3-8	外堀通り	80.4	332.8	昭和 57
魚籃中央	キヨラシチュウガハ	高輪麻布線	415 港区白金1-12	高輪麻布	54.6	102.8	昭和 43
銀座東八丁目	ギンザヒガシハッショウメ	日本橋芝浦大森線	316 中央区銀座8-13	昭和通り	163.9	303.8	昭和 42
銀東一	ギンドウイチ	日本橋芝浦大森線	316 中央区銀座1-14-7	昭和通り	90.1	241.9	昭和 39
区立二中前	クリツニチュウマエ	新富晴海線	473 中央区入船3-10-7	—	53.6	94.4	昭和 46
港南中学校前	コウナンチュウガハコウマエ	品川埠頭線	480 港区港南3-7	—	54.5	99.1	昭和 46
港南二丁目	コウナンニチュウメ	日本橋芝浦大森線	316 港区港南1-6	旧海岸通	55.6	103.6	昭和 43
西桜	ザイオウ	白山祝田町線	301 港区西新橋2-15	内堀通り	40.7	75.1	昭和 43
裁判所前	ザイバーンショマエ	白山祝田町線	301 千代田区霞ヶ関1-1	内堀通り	58.1	116.2	昭和 43
三の橋	サンノハシ	高輪麻布線	415 港区南麻布2-4	高輪麻布	95.3	177.7	昭和 45
汐留駅前	シオドメキマエ	新橋日の出ふ頭線	481 港区東新橋1-8-1	環二通り	306.0	1201.0	平成 13
芝	シハ	日比谷芝浦線	409 港区芝3-4	日比谷通	43.9	68.1	昭和 43
芝公園	シハコウエン	日比谷芝浦線	409 港区芝公園1-4	日比谷通	96.7	170.1	昭和 43
芝公園山内	シハコウエンサンナイ	白山祝田町線	301 港区芝公園3-2	内堀通り	117.3	212.1	昭和 46
昭和通り銀座	ショウウドトオリギンザ	日本橋芝浦大森線	316 中央区銀座7-13	昭和通り	134.7	524.0	平成 8
新川一丁目	シンカリイチショウメ	東京浦安線	10 中央区新川1-17-16	永代通り	48.9	90.6	昭和 44
新橋駅前	シンバエキマエ	新橋日の出ふ頭線	481 港区東新橋1-8-1	—	239.5	2501.0	平成 26
水道橋東口	スイドウバシヒガシグチ	白山祝田町線	301 千代田区三崎町2-9-18	白山通り	71.3	192.7	平成 1
須田町	スダチヨウ	新宿両国線	302 千代田区神田須田町1-8	靖国通り	59.4	106.7	昭和 46
宝町	タカラチヨウ	日本橋芝浦大森線	316 中央区京橋2-9-2	昭和通り	61.8	205.3	昭和 39
田安門前	タヤスマンマエ	新宿両国線	302 千代田区九段南2-2	靖国通り	68.4	184.2	昭和 44
たんす	タンス	霞ヶ関渋谷線	412 港区六本木1-4	六本木通	217.1	574.0	昭和 44
築地	ツキジ	東京市川線	50 中央区築地2-13	新大橋通り	70.6	129.8	昭和 42
西新橋一丁目	ニシシンハシイチショウメ	外濠環状線	405 港区西新橋1-12-1	外堀通り	49.9	132.6	昭和 45
晴海	ハルミ	日比谷豊洲埠頭東雲町線	304 中央区晴海1-14	晴海通り	87.2	161.1	昭和 45
晴海一丁目	ハルミイチショウメ	日比谷豊洲埠頭東雲町線	304 中央区晴海1-4	晴海通り	107.5	207.8	昭和 44
晴海三丁目	ハルミサンショウメ	日比谷豊洲埠頭東雲町線	304 中央区晴海3-2	晴海通り	50.0	130.0	令和 6
東町小学校前	ヒカシマチショウメ	高輪麻布線	415 港区南麻布1-8	高輪麻布	53.9	101.7	昭和 43
一ツ橋高校前	ヒツヅハシシコウコウマエ	新宿両国線	302 千代田区東神田1-17-5	靖国通り	50.1	93.0	昭和 42
日吉坂上	ヒヨシザカウエ	白金台町等々力線	312 港区白金台3-1	目黒通り	38.2	69.0	昭和 44
蓬萊橋	ホウライハシ	日本橋芝浦大森線	316 港区東新橋1-8-3	昭和通り	250.0	952.0	平成 26
藻塩橋際	モシオハシシキワリ	日比谷芝浦線	409 港区芝浦3-4	日比谷通	93.9	171.7	昭和 45
八千代橋	ヤチヨハシ	日本橋芝浦大森線	316 港区芝浦3-19	旧海岸通	108.0	194.4	昭和 44
					3797.6	11360.7	

6 地下道路施設一覧表

(令和7年4月1日)

名 称	設 置 年 度	路線名番号	規 模 (m)			要 摘
			延 長	幅 品	高 さ	
日比谷地下自動車道	昭43	主 304号線	576.7	7.0	4.2	H7修景
新橋地下自動車道	昭40	主 316号線	490.4	7.0~10.0	4.8~5.3	
東銀座地下自動車道	昭40	主 316号線	702.2	13.0	4.7	
宝町地下自動車道	昭40	主 316号線	329.2	13.0	4.7	
八重洲地下自動車道	昭40	主 316号線	322.0	13.0	4.7	
江戸橋地下自動車道	昭40	主 316号線	323.9	13.0	4.7	
麻布トンネル	平5	主 319号線	203.2	7.2	4.6	
六本木トンネル	平5	主 319号線	100.0	8.1	4.6	
乃木坂トンネル	平9	特 413号線	367.0	10.5	4.5	
築地虎ノ門トンネル	平25	特 405号線	1840.0	10.5	6.9	
日比谷共同溝	昭44	主 304号線	360.0	6.3	4.4	※幅員・高さは標準を示す
靖国共同溝	昭56	主 302号線	1750.0	9.6	2.6~2.75	
九段共同溝	昭63	主 302号線	991.0	7.1	3.2	
芝共同溝	昭49	特 409号線	3143.0	12.8	6.4	
港共同溝	昭44	特 415号線	1131.0	6.2	4.0	
銀座地下歩道	昭39 平23	主 304号線	165.0	9.0	2.1~2.4	S62修景。H10一部修景。 一部、篠三越と管理協定 (320m ² の内45m ²)。その他東京メトロと管理協定
汐留地下歩行者道	平14 平15	主 313号線 区外 3号線	450.0 160.0	40.0 37.0	3.4 5.2	汐留シオサイタウンマネジメントと管理協定
本町地下横断歩道	昭43	主 316号線	74.7	1.5~3.0	2.5	H2修景
あやめ橋地下横断歩道	昭46	特 474号線	43.2	3.1	2.5	H4修景
市ヶ谷地下横断歩道	昭50	主 302号線	138.4	4.0~6.0	2.6~4.6	H5修景
新橋地下歩道	昭42	特 405号線	47.7	3.2~11.7	3.2	
六本木地下横断歩道	昭44	特 412号線	77.9	1.43~2.9	2.5	港区と管理協定
麻布飯倉片町A地下横断歩道	昭44	特 415号線	71.3	1.43~2.9	2.4	
麻布飯倉片町B地下横断歩道	昭44	特 415号線	79.2	1.45~3.27	2.4	
高樹町地下横断歩道	昭44	特 412号線	79.1	1.39~2.84	2.3	
今井町地下横断歩道	昭44	特 412号線	81.4	1.36~2.79	2.6	
赤坂二丁目地下横断歩道	昭44	特 412号線	107.2	1.42~2.90	2.6	森ビルと管理協定
千代田歩行者専用道第5号線	平18 平23	特 402号線 特 407号線	150.0 83.7 132.0	13.8~31.8 10.0~18.5	2.5 2.5	丸の内パラックスベースマネジメントと管理協定

7 道路附属設備管理現況

(令和7年4月1日)

種 別	箇 所 数	延 長 (m)	排 水 設 備		換 気 設 備		高 壓 受 電 設 備	非 常 通 報 設 備	消 火 設 備	照 設	明 備	テ ジ オ 再 放 送 設 備	ITV カ メ ラ	ガス 警 報 設 備	火 災 報 知 設 備(感 知 器 数)
			箇 所	ポンプ	箇 所	ファン									
地下自動車道	6	2,744.4	11	24	3	5	3	2	2	1,486	6	34	-	1 (6)	
地下歩道	4	1,056.4	15	26	12	62	2	67	2	10,692	-	85	-	2 (538)	
地下横断歩道	7	692.9	7	12	-	-	-	-	-	1,076	-	-	-	-	
トンネル	4	1,670.0	2	7	4	22	3	55	1	1,620	3	27	-	1 (48)	
排水場	1	-	1	2	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	
共同溝	5	7,374.0	45	88	34	42	-	-	-	5,866	-	-	43	2 (32)	
勝鬨橋	1	246.0	2	2	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-	
計	28	13,783.7	83	161	53	131	8	124	5	20,774	9	146	43	6 (624)	

8 共同溝管理規模現況

(令和7年4月1日)

共同溝名	規 模 (延長:m)	竣工年月	溝内占用者別総延長(m)						摘要
			東電	NTT	水道	下水道	ガス	共通溝	
日比谷共同溝	360	昭和44年3月	360	360	360	—	—	—	
靖国共同溝	1,750	昭和56年3月	2,045	2,615	1,750	—	—	—	
九段共同溝	991	昭和63年3月	991	991	970	—	—	—	
芝共同溝	3,143	昭和49年	5,187	3,143	—	2,579	2,498	—	
港共同溝	1,131	昭和44年	1,078	1,078	—	—	—	1,242	

9 道路附属物管理規模現況

(令和7年4月1日)

	千代田区	中央区	港区	計
街路灯、橋梁 共同溝、地下道等	5,396 灯	5,339 灯	16,442 灯	27,177 灯
防護柵	29,189 m	31,286 m	86,633 m	147,108 m
標識	1,025 本	1,075 本	1,163 本	3,263 本
街路樹	3,220 本	1,955 本	4,692 本	9,867 本
緑地	47,297 m ²	35,522 m ²	59,740 m ²	142,559 m ²

10 都市計画事業の事業告示一覧表

路線名	都市計画決定年月日 告示番号	事業告示						備考
		事業認可年月日 告示番号	幅員(m)	延長(m)	事業地	施行度 施年	事業認可 変更年月日 告示番号	
放射 第21号線	昭21.3.26 戦復3	平成31.3.20 関整50	30	895	港区虎ノ門一丁目、愛宕一、二丁目、西新橋一、二、三丁目	30 ~ 8		
環状 第1号線	昭21.3.26 戦復3	平成24.12.7 関整413	30	580	千代田区九段南一丁目、一ツ橋一丁目	24 ~ 12	平31.3.28 関整120 令7.3.10 関整93	
環状 第4号線	昭21.3.26 戦復3	令和元.7.29 関整26	25.6 ~33.5	1,270	港区港南一、二丁目 高輪三丁目	元 ~ 14		都計変平30.12.21 都告示1724号
環状 第4号線	昭21.3.26 戦復3	令和2.12.14 関整309	25	800	港区白金台二、三丁目	2 ~ 14		白金台区間
補助 第4号線	昭21.4.25 戦復15	平成24.2.20 関整42	25	1,080	港区六本木四、七丁目、赤坂八、九丁目、南青山一丁目	23 ~ 11	平30.3.29 関整117 令6.3.27 関整148	
補助 第11号線	昭21.4.25 戦復15	平成25.2.15 関整56	20	120	港区白金一、二丁目	24 ~ 12	平31.3.28 関整123 令7.3.10 関整95	
補助 第11号線	昭21.4.25 戦復15	令4.7.25 関整232	20	935	港区白金一、二、三、四、五、六丁目	4 ~ 13		

11 しゅんせつ対象河川一覧表

水系	河川名	対象区間	延長 (km)	水系	河川名	対象区間	延長 (km)
荒川水系	旧中川	全 区 間	5.26	利根川水系	旧江戸川	河口～江戸川水門下流800m	8.30
	隅田川	永代橋～岩淵水門	21.00		中川	河口～高砂橋	13.83
	大横川	隅田川～豊川	4.65		綾瀬川	中川～内匠橋	8.55
	北十間川	隅田川～旧中川	3.25		新中川	河口～中川	8.09
	横十間川	小名木川～北十間川	2.55		大場川	中川～葛三橋	1.70
	仙台堀川	隅田川～大横川	1.88		伝右川	綾瀬川～都県境	0.56
	平久川	平久水門～仙台堀川	1.22		毛長川	綾瀬川～都県境	7.34
	小名木川	隅田川～旧中川	4.78		小計	7河川	48.37
	豊川	隅田川～大横川	1.73				
	神田川	隅田川～江戸川橋	5.82	独立水系	目黒川	河口～区境上流200m	4.05
	日本橋川	隅田川～神田川	4.85		呑川	河口～夫婦橋	2.60
	亀島川	隅田川～日本橋川	1.09		古川	河口～一之橋	2.20
	石神井川	隅田川～減勢池	1.18		内川	河口～JR線	1.89
	新河岸川	隅田川～都県境	9.40		立会川	河口～月見橋	0.73
	旧綾瀬川	隅田川～隅田水門	0.44		小計	5河川	11.47
	新芝川	都県境間	1.60				
	小計	16河川	70.70		合計	28河川	130.54

12 河川水面清掃対象河川一覧表

水系	河川名	対象区間	延長(km)	水系	河川名	対象区間	延長(km)
荒川水系	石神井川	隅田川合流点～鎌溝橋	1.20	利根川水系	旧江戸川	江戸川水門～ 旧江戸川河口	9.10
	新河岸川	隅田川合流点～徳丸橋	7.10		中川	中川河口～ 新中川合流点(高砂橋)	12.50
	旧綾瀬川	隅田川合流点～ 荒川合流点	0.43		綾瀬川	中川合流点～堀切菖蒲水門 綾瀬川排水機場～水戸橋	3.00
	旧中川	木下川排水機場～ 荒川ロックゲート	6.68		新中川	旧江戸川合流点～高砂 橋	7.84
	大横川	首都高速7号下～茂森橋、 沢海橋～隅田川合流点	3.80		小計	4河川	32.44
	北十間川	源森川水門～ 旧中川合流点	2.85		目黒川	天王洲運河～谷山橋	3.20
	横十間川	北十間川合流点～ 小名木川合流点	2.50	独立水系	呑川	呑川河口～天神橋	2.20
	仙台堀川	大横川合流点～清川橋	1.65		古川	浜崎橋～赤羽橋	1.30
	平久川	仙台堀川合流点～ 平久水門	1.13		越中島川	汐浜運河合流点～調練橋	0.50
	小名木川	隅田川合流点～ 旧中川合流点	4.64		汐留川	隅田川合流点～ 首都高速1号下	0.60
	豎川	隅田川合流点 ～大横川合流点	1.70		築地川	隅田川合流点～南門橋	0.60
	隅田川	永代橋～岩淵水門	20.70		小計	6河川	8.40
	神田川	隅田川合流点～石切橋	5.25	多摩川水系	海老取川	流通センター脇～弁天橋	0.90
	日本橋川	隅田川合流点～ 神田川合流点	4.84		小計	1河川	0.90
	亀島川	隅田川合流点～ 日本橋川合流点	1.06				
	大島西支川	仙台堀川合流点～ 大横川合流点	0.82				
	大横川南支川	汐浜運河合流点～ 大横川合流点	0.42				
	月島川	月島川水門～ 朝潮運河合流点	0.53				
	小計	18河川	67.30	合計		29河川	109.04

13 船舶一覧表

所有する水面清掃関係船舶一覧表

(令和7年4月現在)

No.	船名	形状寸法(m)			総トン数	竣工年月	停泊場所
		全長	幅	深さ			
1	第一みどり丸	11.95	4.00	1.40	15.38	昭和52年12月	厩橋
2	第二みどり丸	10.02	3.40	1.25	6.10	昭和54年1月	厩橋
3	建河清第1号	10.50	3.49	1.28	5.70	平成28年3月	厩橋
4	建河清第2号	12.50	4.00	1.30	11.00	平成31年3月	潮見
5	建河清第3号	15.70	4.60	1.40	14.00	令和元年9月	厩橋
6	建河清第5号	10.50	3.48	1.28	7.30	令和2年2月	厩橋
7	建河清第6号	12.50	3.98	1.28	11.00	令和2年2月	潮見
8	建河清第7号	10.50	3.48	1.28	7.40	令和5年2月	厩橋
9	河清機第26号	11.95	3.22	1.19	5.90	平成元年12月	潮見
10	ちどり3号	5.61	1.79	0.78	5トン未満	平成7年3月	潮見
11	ちどり4号	5.78	1.57	0.41	5トン未満	平成7年11月	潮見
	すみだ1号	11.65	4.40	1.65	14.00	平成30年2月 (※)2号は船舶(汽船) 扱いではないので、1号 と合わせて1隻扱い	厩橋
12	すみだ2号	17.50	6.00	1.60	19.00		厩橋
13	うまや1号	18.00	3.80	1.20	12.70	昭和47年3月	厩橋
14	うまや2号	18.00	3.80	1.20	12.70	昭和47年3月	厩橋
15	うまや3号	18.00	3.80	1.20	12.70	昭和48年3月	厩橋
16	うまや5号	25.00	4.50	1.50	41.71	昭和48年2月	厩橋
17	うまや7号	25.00	4.50	1.45	41.71	昭和48年2月	厩橋
18	うまや8号	15.50	5.00	1.20	24.38	昭和53年10月	厩橋
19	うまや6号	10.10	5.60	1.10	12.00	平成5年3月	厩橋
20	うまや4号	18.20	5.00	1.25	16.00	平成10年3月	潮見
21	しおみ3号	18.20	5.00	1.25	16.00	平成10年3月	潮見

所有する指揮艇一覧表

(令和7年4月現在)

No.	船名	形状寸法(m)			総トン数
		全長	幅	深さ	
1	つきじ	11.98	3.46	1.91	11.00
2	かわせみ	7.01	2.75	1.25	3.30

14 事務所等所在地一覧表

施設名	電話(Fax.)	所在地	交通機関
第一建設事務所	03(3542)0682 Fax (3542) 7129	中央区明石町2番4号	地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車8分
千代田工区	03(5295)0225 Fax (5295) 0227	千代田区神田松永町119番地	JR線秋葉原駅、地下鉄日比谷線秋葉原駅、銀座線末広町駅 下車5分
中央工区	03(3544)8831 Fax (3544) 8826	中央区明石町5番21号	地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車8分
港工区	03(3452)1464 Fax (3452) 2414	港区三田一丁目2番13号	都営地下鉄大江戸線・赤羽橋駅下車5分

15 所管施設一覧表

施設の名称		土地(実測面積)	建物	備考
1	東京都第一建設事務所 (中央区明石町2-4)	都有地 1,920.13m ²	鉄骨鉄筋3階建地下1 2,961.64m ²	都営明石町アパートと合築
2	第一建設事務所駐車場庁舎 (中央区明石町3-1)	都有地 277.49m ²	鉄骨2階建 225.21m ²	
3	千代田工区 (千代田区神田松永町119)	都有地 166.45m ²	鉄骨4階建 436.12m ²	
4	中央工区 (中央区明石町5-21)	都有地 360.44m ²	軽量鉄骨2階建 407.62m ²	築地水防倉庫含む
5	港工区 (港区三田1-2-13)	都有地 605.26m ²	鉄骨鉄筋3階建 784.75m ²	東京消防庁待機寮と合築
6	厩橋分室 (台東区蔵前2-15-2)	都有地 200.25m ²	鉄骨コンクリート造3階建 378.00m ²	(工事課)
7	潮見分室 (江東区潮見1-29-8)	<環境局管理用地>	鉄骨造1階建 194.40m ²	冷蔵倉庫 (工事課)
8	隅田川係留所 (中央区新川2-28-1)	都有地 114.44m ²	鉄骨鉄筋5階建地下1 469.59m ²	河川管理施設
9	亀島川係留所 (中央区新川2丁目地先)	<公有水面:亀島川>	亀島川浮き桟橋 (工作物)	占用申請物件
10	明石町文書倉庫 (中央区明石町13-15)	都有地 732.58m ²	鉄骨鉄筋(1階) 151.02m ²	都営明石町第二アパートと合築

東京都第一建設事務所 案内図



東京都第一建設事務所千代田工区 案内図

< 所 在 > 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町119番地

< 交 通 > JR線秋葉原駅より徒歩5分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線末広駅より徒歩5分

< 電話番号 > 03-5295-0225

< FAX番号 > 03-5295-0227



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29
情使、第1515号)

東京都第一建設事務所中央工区 案内図

< 所 在 > 〒104-0044 東京都中央区明石町5-21

< 交 通 > 東京メトロ日比谷線築地駅より徒歩6分
東京メトロ有楽町線新富町駅より徒歩8分

< 電話番号 > 03-3544-8831

< FAX番号 > 03-3544-8826



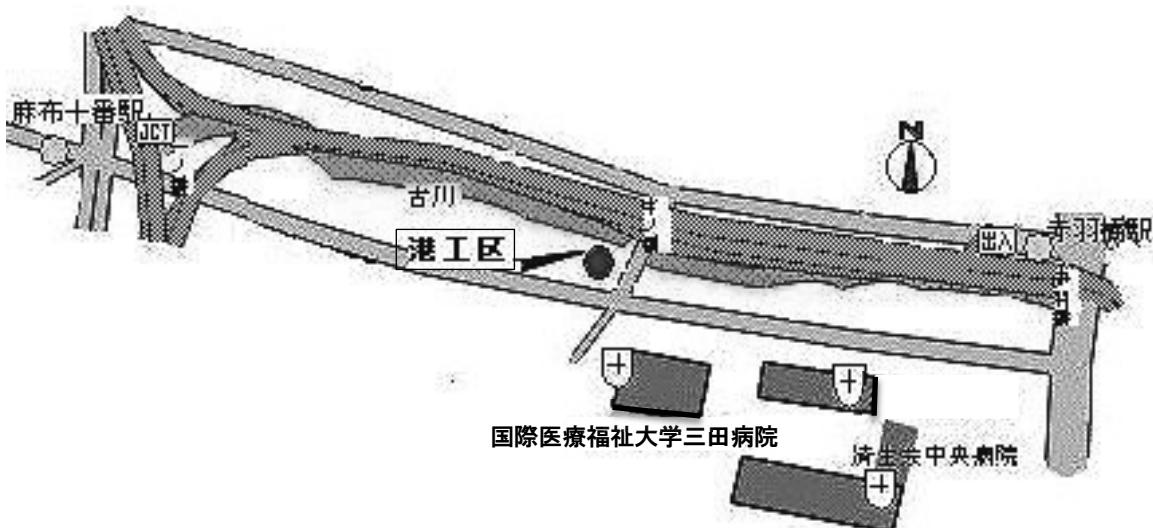
東京都第一建設事務所港工区 案内図

< 所 在 > 〒108-0073 東京都港区三田 1-2-13

< 交 通 > 都営地下鉄大江戸線赤羽橋駅より徒歩5分

< 電話番号 > 03-3452-1464

< F A X 番号 > 03-3452-2414



東京都第一建設事務所管内図



東京都第一建設事務所事業概要

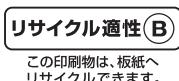
令和 7 年版

登録番号 3 (7)

令和 7 年 9 月発行

編集・発行 東京都第一建設事務所庶務課
東京都中央区明石町 2 番 4 号
電話番号 03 (3542) 0682

印 刷 所 株式会社まこと印刷
東京都港区白金台二丁目 11 番 5 号
電話番号 03 (6230) 9590



HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo